

第1章

国内外の出願・登録状況と
審査・審判の現状

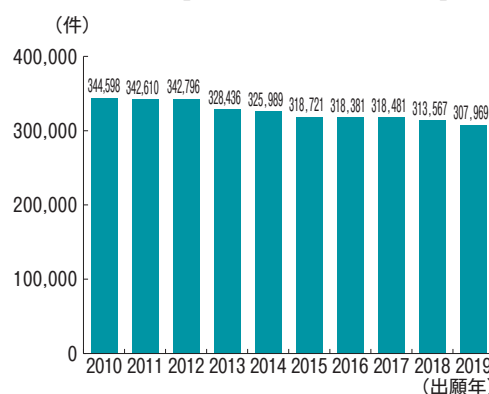
近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、我が国企業の海外展開の進展や、新興国での経済発展や知的財産に対する認識の高まりに伴い、知的財産をめぐる社会情勢は大きく変容している。これらの状況について、本章では、特許・実用新案・意匠・商標における国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状の観点から紹介する。

1. 特許

(1) 我が国における特許出願・審査請求等の
推移及び特許審査の現状① 特許出願件数とPCT国際出願¹件数

特許出願件数の推移を見ると、2015年以降31万件台で推移していたが、2019年は307,969件となった[1-1-1図]。日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願(PCT国際出願)の件数は、2014年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2019年は51,652件(前年比6.2%増)となった[1-1-2図]。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していることなどを背景とするものと考えられる。

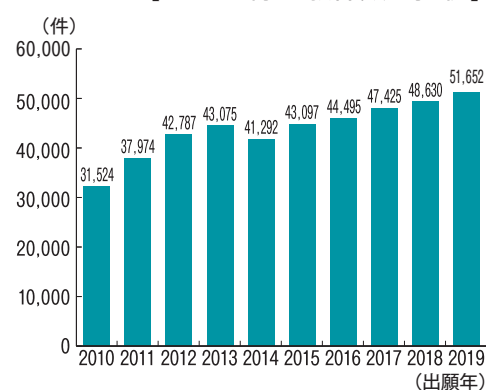
1-1-1 図【特許出願件数の推移】



(備考) 特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願(PCT国際出願)のうち国内移行した出願件数(基準日は国内書面の受付日)の合計数である。

(資料) 統計・資料編 第1章1.

1-1-2 図【PCT 国際出願件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第3章1.

¹ 特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty)に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に同時に申請したのと同じ効果を与える出願制度となっている。

②審査請求件数

審査請求件数は2010年以降横ばいで推移しており、2019年は235,182件であった[1-1-3図]。

③審査の迅速化

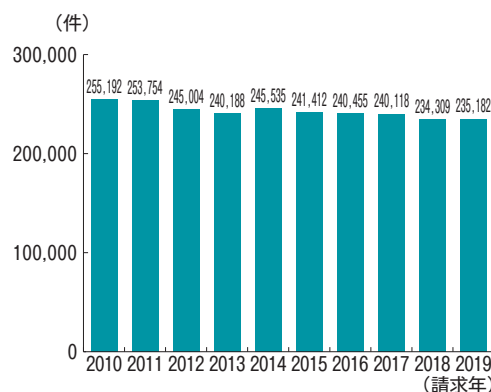
特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、2014年に10年目標として、2023年度までに特許の「権利化までの期間¹」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするという目標を設定し、着実に取り組んでいる。2019年度は、それぞれ、14.3か月、9.5か月を達成した[1-1-4図]。

④特許審査実績

2019年の一次審査件数は227,293件となった。また、特許査定件数は167,945件、拒絶査定件数は54,779件、特許登録件数は179,910件となった。

また、日本国特許庁が2019年に国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、過去最多の、51,666件となった[1-1-5図]。

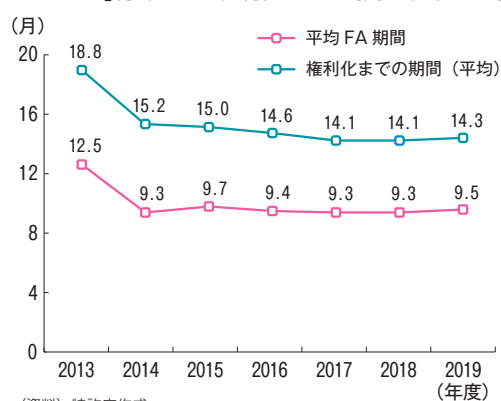
1-1-3 図【審査請求件数の推移】



(備考) 2010～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用しているものが含まれる。

(資料) 統計・資料編 第1章 1.

1-1-4 図【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間】



(資料) 特許庁作成

1-1-5 図【特許審査実績及び最終処分実績の推移】

特許審査実績の推移

単位：件

実績	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
一次審査件数	255,001	235,809	246,879	239,236	232,701	227,293
再着審査件数	283,085	237,076	242,904	265,944	248,647	221,288
国際調査報告作成件数	40,079	43,571	44,321	45,948	47,934	51,666
国際予備審査報告作成件数	2,190	2,515	2,021	1,903	2,131	2,000
前置審査件数	22,972	20,405	18,108	17,248	15,247	15,266
合計	603,327	539,376	554,233	570,279	546,660	517,513

(備考) 前置審査件数は、前置登録件数²、前置報告件数³、前置拒絶理由件数の合計。

最終処分実績の推移

単位：件

実績	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
特許査定件数	205,711	173,015	191,032	183,919	177,852	167,945
拒絶査定件数	88,467	66,599	58,638	60,613	56,701	54,779
(うち戻し拒絶査定件数)	41,477	30,173	25,448	28,409	26,693	25,494
FA後取下げ・放棄件数	2,562	2,290	2,207	1,968	1,726	1,651
特許登録件数	227,142	189,358	203,087	199,577	194,525	179,910
特許査定率	69.3%	71.5%	75.8%	74.6%	75.3%	74.9%
拒絶査定率	30.7%	28.5%	24.2%	25.4%	24.7%	25.1%

(備考) 戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。

FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。

特許査定率＝特許査定件数／(特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数)

拒絶査定率＝(拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数)／(特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数)

(資料) 特許庁作成

1 出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

2 前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。

3 前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

⑤出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等

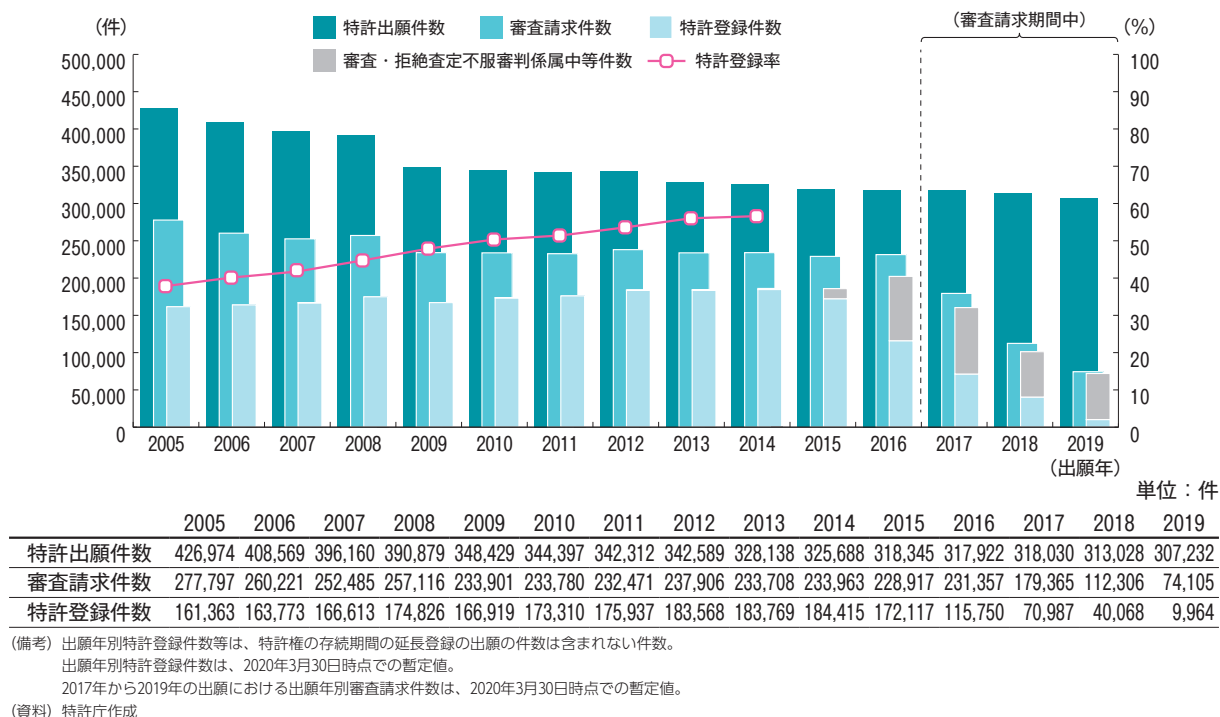
出願年別で見ると、特許登録件数は17万件前後で推移している。そして、特許出願件数に対する特許登録件数の割合(特許登録率)は増加傾向にある。これらの傾向から、出願人による特許出願の厳選が進んでいることや、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える[1-1-6図]。

⑥特許権の現存率

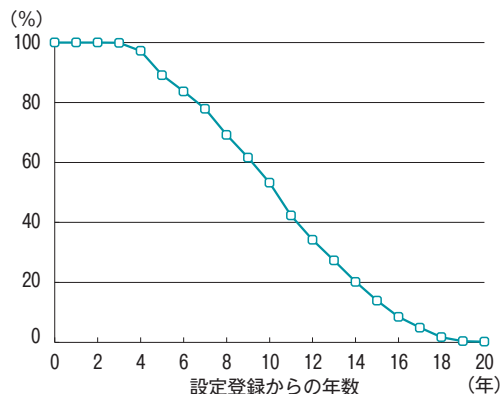
我が国における特許権の設定登録からの年数ごとの現存率は、設定登録から5年後で89%、10年後で53%、15年後で14%程度に減少している[1-1-7図]。

我が国における内国出願人の特許保有件数は増加傾向にあり、2019年は約169万件であり、2010年の約126万件に比べて約1.3倍となった。外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、2019年には約37万件となり、2010年の約17万件に比べて約2.2倍となった[1-1-8図]。

1-1-6 図【出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移】

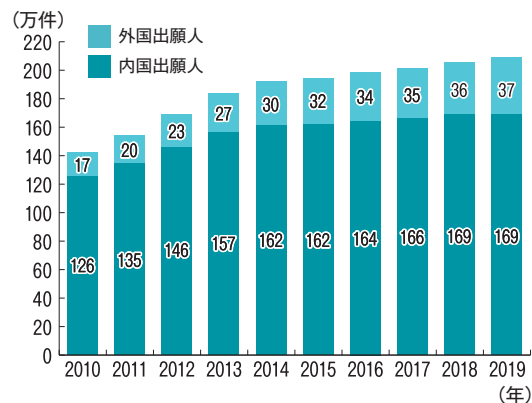


1-1-7 図【特許権の現存率】



(備考) ・現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。
・2019年末現在の数字である。
(資料) 統計・資料編 第2章 19.(2)

1-1-8 図【内外国出願人別の現存特許権数の推移】



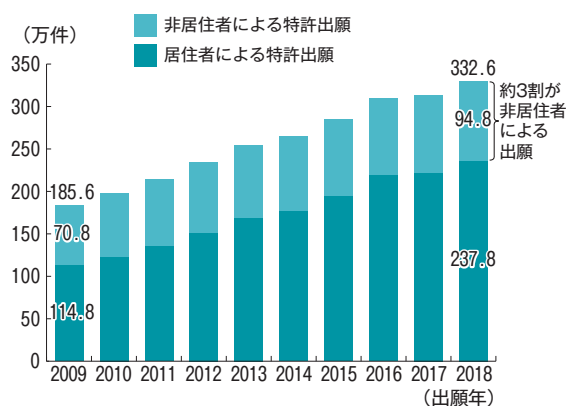
(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料) 統計・資料編 第2章 19.(1)

(2) 主要国・機関における特許出願・登録動向

① 世界の特許出願件数

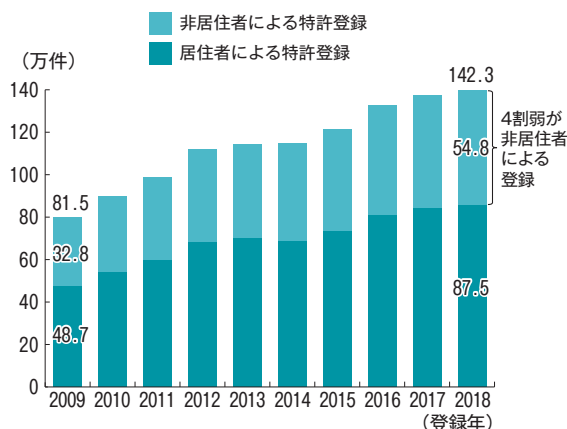
2009年に185.6万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.79倍に増加し、2018年には332.6万件に達した。世界の特許出願件数は、居住者、非居住者ともに2010年以降増加傾向にあり、2018年は前年比5.2%増となっている。2018年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局への特許出願件数の大幅な増加によるものである。2018年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁、日本国特許庁がこれに続いている[1-1-9図]。

1-1-9 図【世界の特許出願件数の推移】



(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-10 図【世界の特許登録件数の推移】

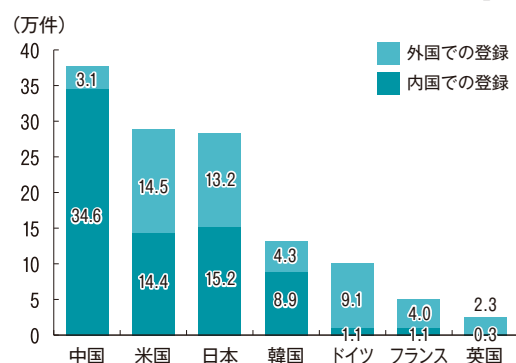


(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

② 世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2009年には81.5万件であったが、この10年間で1.75倍に増加し、2018年には142.3万件であった[1-1-10図]。この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この10年間で1.67倍に増加し、2018年には全体の4割弱を占める状況にある。2018年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、中国居住者による特許登録件数は37.7万件と最も多く、米国28.9万件、日本28.4万件と続いている[1-1-11 図]。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約半数は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる[1-1-12 図]。

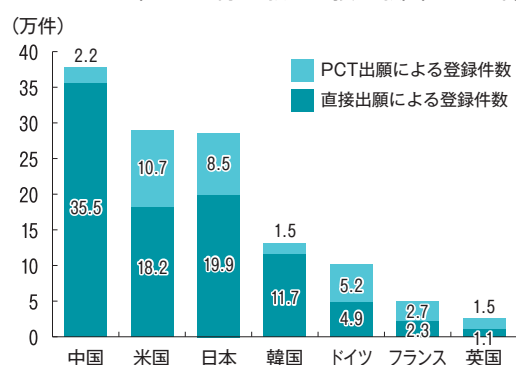
1-1-11 図【出願人居住国別の世界での特許登録件数 (外国 / 内国) (2018 年)】



(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-12 図【出願人居住国別の世界での特許登録件数 (PCT 国際出願 / 直接出願) (2018 年)】



(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

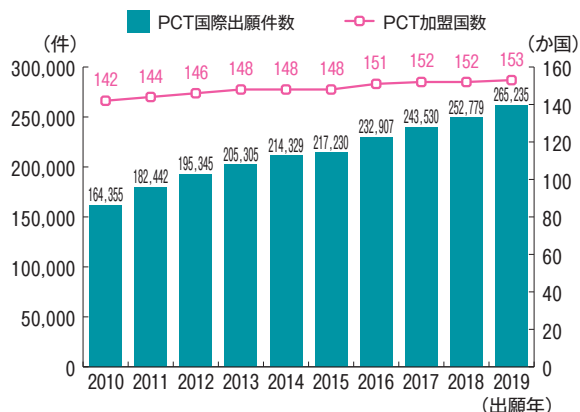
③世界のPCT国際出願件数

PCT国際出願件数は2010年以降増加傾向にあり、PCT国際出願制度の利用拡大が続いている。2019年の出願件数は2018年に比べ約5%増加し、265,235件となり、過去最高を記録している[1-1-13図]。

PCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2019年の日本からの出願件数は、2015年から19.6%増加して52,666件となり、過去最高を記録した。この日本からのPCT国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。2019年の出願件数第1位である中国は、前年比10.6%増の59,004件となり、これに57,740件の米国が続いている[1-1-14図]。また、出願人居住国別の割合を見ると、2015年と

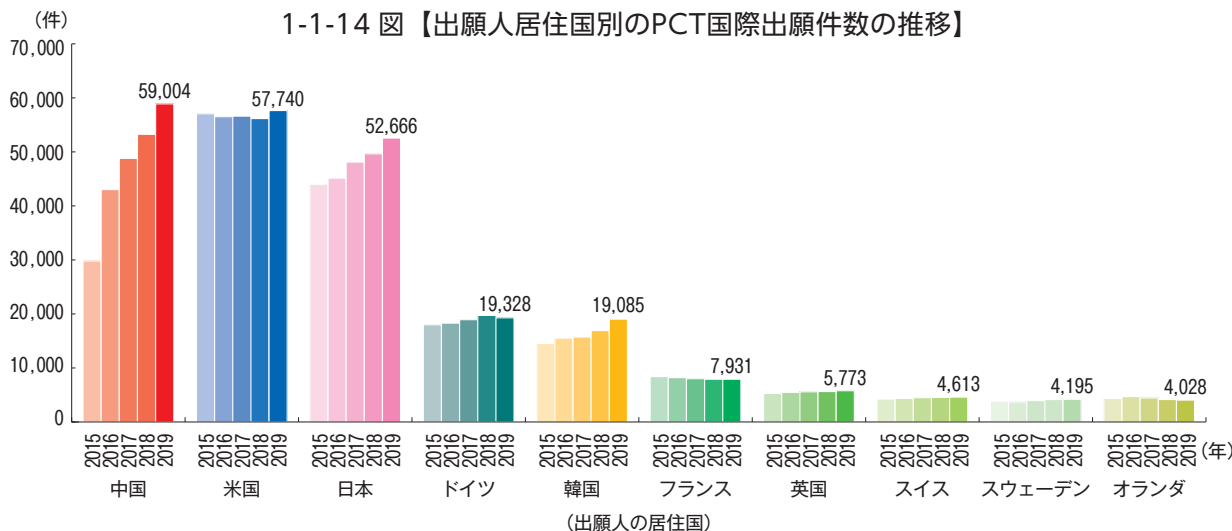
2019年のいずれにおいても上位10か国で全体の85%以上を占めており、2019年は中国(22.2%)、米国(21.8%)、日本(19.9%)の上位3か国で全体の63.9%を占めている[1-1-15図]。

1-1-13 図【PCT 加盟国数及び PCT 国際出願件数の推移】



(資料) WIPO ウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

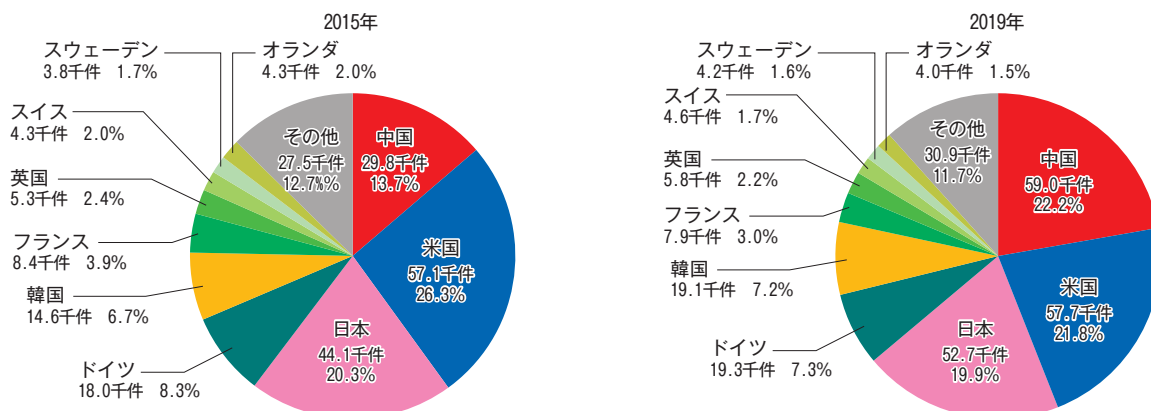
1-1-14 図【出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移】



(備考) 各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-15 図【出願人居住国別の PCT 国際出願件数の割合（2015 年と 2019 年の比較）】



(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

④五庁における特許出願件数

五庁(日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)、韓国特許庁(KIPO))における特許出願件数の動向を示す。

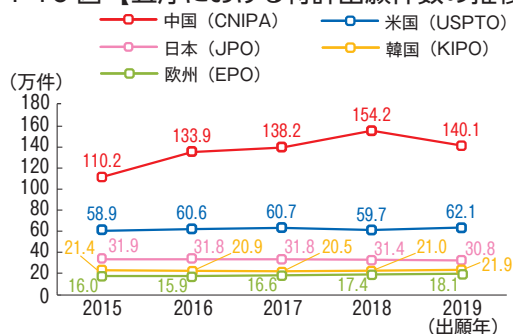
2019年のJPOにおける出願件数は30.8万件であり、前年からわずかに減少している。五庁の中では、CNIPAにおける出願件数は、前年比9.1%

減の140.1万件となり、大きく増加した2018年に比べ、大きく減少している[1-1-16図]。

⑤五庁における特許出願構造

JPO、CNIPA及びKIPOでは内国人による出願が多く、USPTO及びEPOでは外国人(EPOの場合はEPC加盟国以外の出願人)による出願が50%を超えている[1-1-17図、1-1-18図、1-1-19図、

1-1-16 図【五庁における特許出願件数の推移】



(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計・資料編 第1章1.

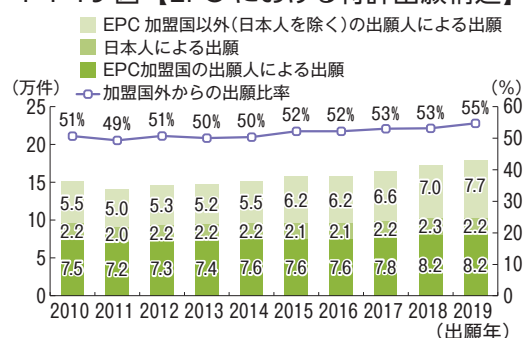
米国 米国ウェブサイト (2015~2016年) 及び米国提供資料 (2017~2018年、2019 (暫定値))

欧州 Patent Index 2019 (European patent applications)

中国 中国ウェブサイト

韓国 韓国ウェブサイト及び韓国提供資料 (2019年暫定値)

1-1-19 図【EPO における特許出願構造】

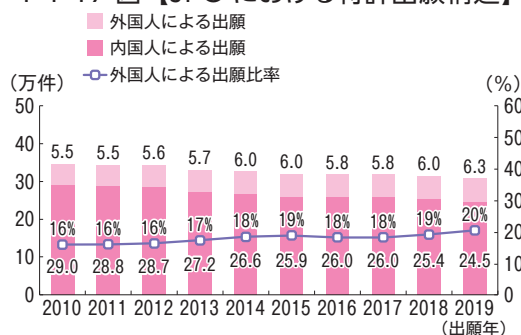


(備考) EPC加盟国は各年末における加盟国。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 欧州 Patent Index 2019 (European patent applications) を基に特許庁作成

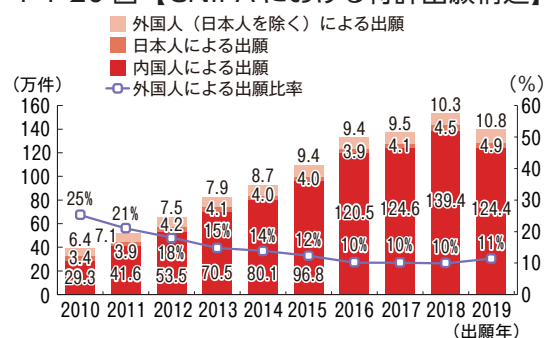
1-1-17 図【JPO における特許出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第2章4. (1)

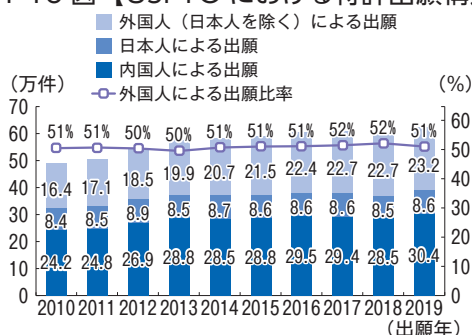
1-1-20 図【CNIPA における特許出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 中国ウェブサイト及び中国提供資料を基に特許庁作成

1-1-18 図【USPTO における特許出願構造】

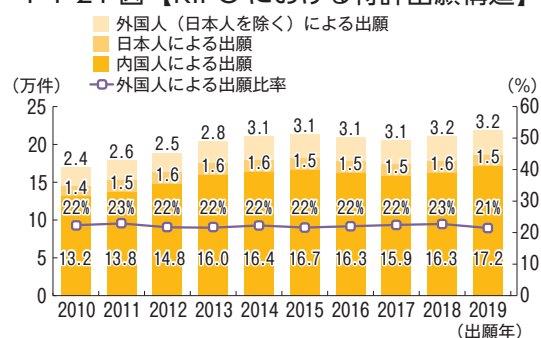


(備考) Utility Patent が対象。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 米国ウェブサイト (2010年~2015年) 及び米国提供資料 (2016-2018年、2019年 (暫定値)) を基に特許庁作成

1-1-21 図【KIPO における特許出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 韓国 Annual Report (2008~2018年)、韓国提供資料 (暫定値) (2019年) を基に特許庁作成

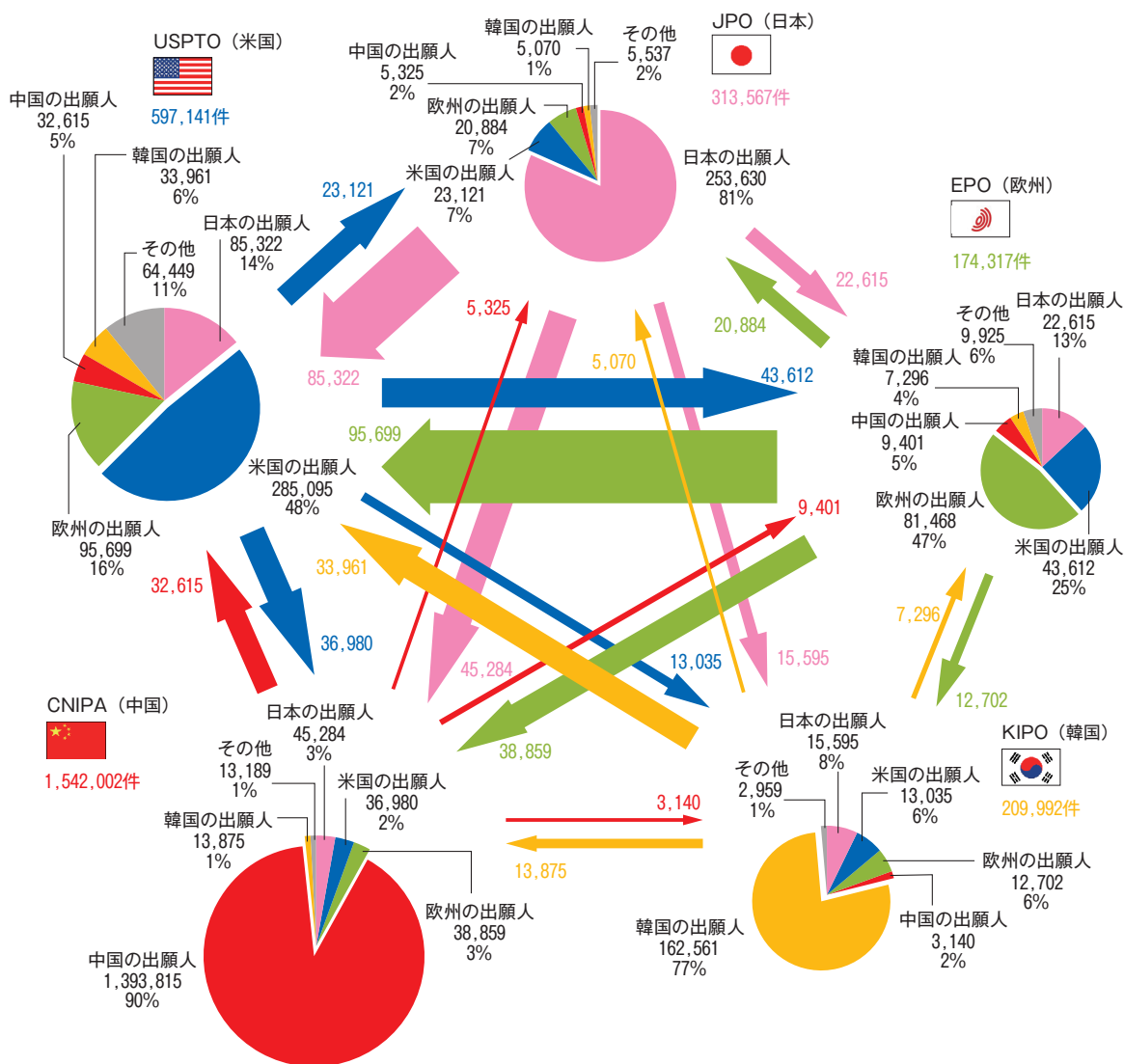
1-1-20図、1-1-21図]。CNIPAにおける内国人による出願件数は、近年大きく増加していたが、大幅に増加した2018年に比べ、2019年は約11%減少している。

⑥五庁間の特許出願件数と特許登録件数

2018年における五庁間の特許出願件数と特

許登録件数を見ると、日本からの出願・登録は、USPTO、CNIPA、EPO、KIPOの順に多く、一方で、JPOへの出願は、米国、欧州、中国、韓国の順であり、登録は、米国、欧州、韓国、中国の順となっている。特に、中国からJPOへの出願・登録の件数と比較して、日本からCNIPAへの出願・登録の件数が多い[1-1-22図、1-1-23図]。

1-1-22 図【五庁間の特許出願状況（2018年）】¹



(備考) ・米国は Utility Patent が対象

・欧州からの件数は、2018年末時点の EPC 加盟国の出願人による出願件数を示す。

・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC 加盟国への出願件数は含まれていない。

・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計資料編 2019年版 第4章 2. (1)

米国 USPTO 提供資料

欧州 EPO Annual Report 2018

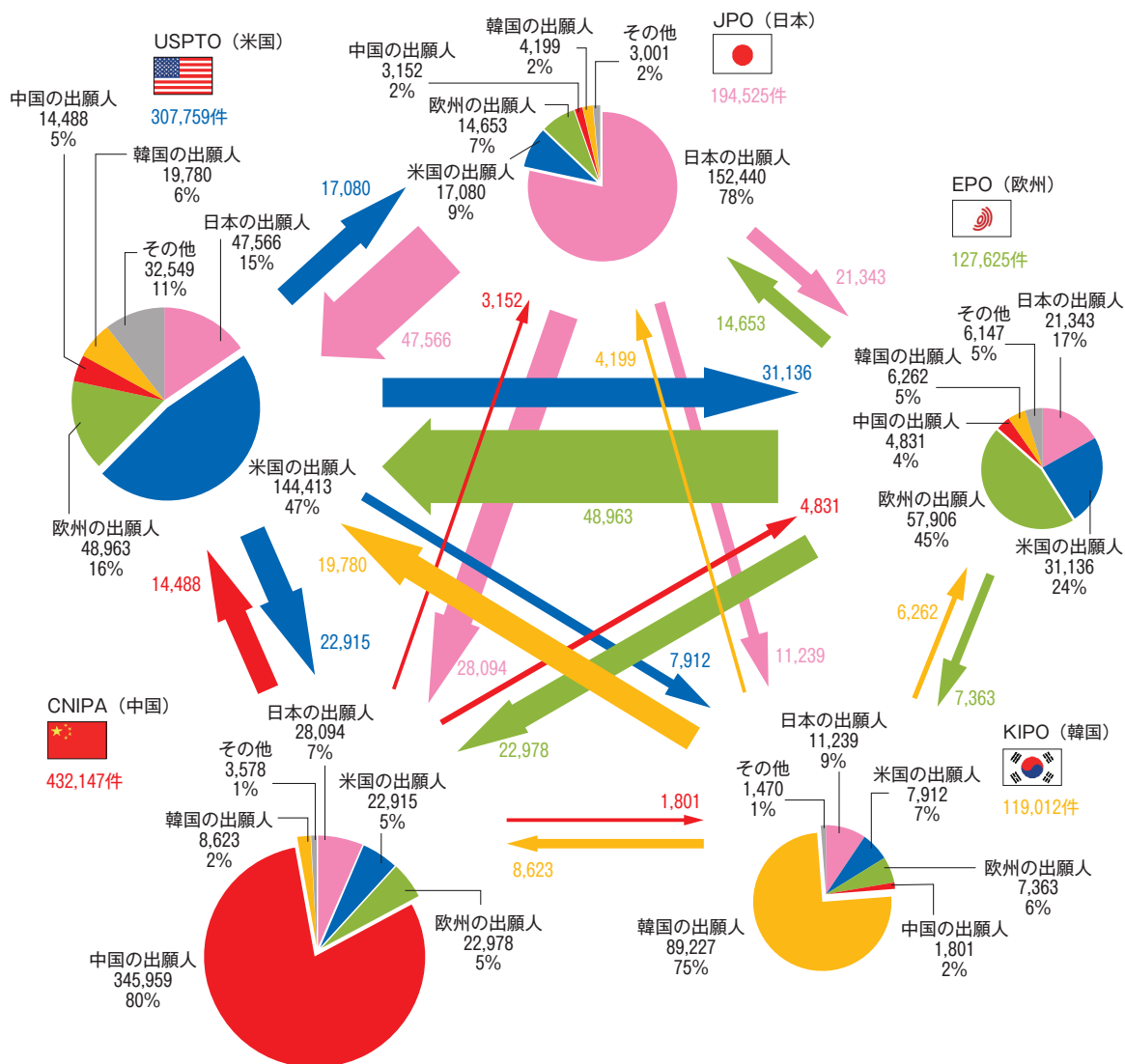
中国 CNIPA 年報

韓国 KIPO 年報

¹ 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」において、優先権主張年2015年にて一部の分野別の図を掲載
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2019_macro.pdf



1-1-23 図【五庁間の特許登録状況(2018年)】



(備考)・米国は Utility Patent が対象

・欧州からの件数は、2018年末時点のEPC加盟国の出願人による登録件数を示す。

・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC 加盟国への登録件数は含まれていない。

・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計資料編 2019 年版 第 4 章 3. (1)

米國 USPTO 提供資料

欧洲 EPO Annual Report 2018

中国 CNIPA 年報

韓國 KIPO 年報

⑦五庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の2018年平均は、1-1-24図のとおりである。

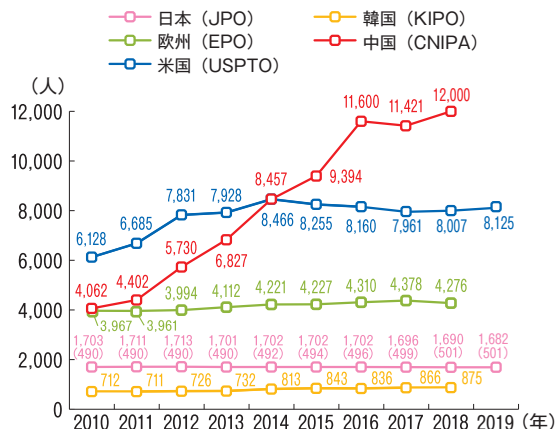
なお、各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている。例えば、一次審査通知までの期間の定義は、JPOでは審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、EPOでは出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、CNIPAでは審査請求後の実体審査開始(実体審査開始の通知書の発行)から一次審査までの平均期間となっている(1-1-24図の備考参照)。

⑧五庁の特許審査官数

審査体制の整備を図るため、各庁は審査官の増員を行ってきた。審査官人数の推移を見ると、USPTOは2010年から2019年までの10年間

で1,997人、EPO、KIPO、CNIPAは、2010年から2018年までの期間でそれぞれ309人、163人、7,938人の審査官が増員されている。JPOは2010年から2019年までの10年間で、2010年比21名減となり、2019年は1,682名となっている[1-1-25図]。

1-1-25 図【五庁の審査官数の推移】



(備考) 日本の2010年～2019年の括弧内は任期付審査官数

(資料) 下記を基に特許庁作成

米国 Annual Report 2019

中国 SIPO A BRIEF INTRODUCTION AND REVIEW (2010～2016数値)、IP5 Statistics Report (2017～2018数値)

欧州 Annual Report 2018

日本 統計・資料編 第5章 4

韓国 IP5 Statistics Report 2018

1-1-24 図【五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」(2018年平均)】

	一次審査通知 までの期間	最終処分 期間
JPO (日本国特許庁)	9.3 か月	14.1 か月
USPTO (米国特許商標庁)	15.6 か月	23.8 か月
EPO (欧州特許庁)	4.4 か月	25.1 か月
CNIPA (中国国家知識産権局)	15.4 か月	22.5 か月
KIPO (韓国特許庁)	10.3 か月	15.8 か月

(備考) ・日本国特許庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2018年度平均。

・日本国特許庁及び韓国特許庁の一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。

・米国特許商標庁の一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。

・欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。

・中国国家知識産権局の一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。

・日本国特許庁の最終処分期間、すなわち権利化までの期間(標準審査期間)は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く)。

・米国特許商標庁の最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(植物特許、再審査を含む)。

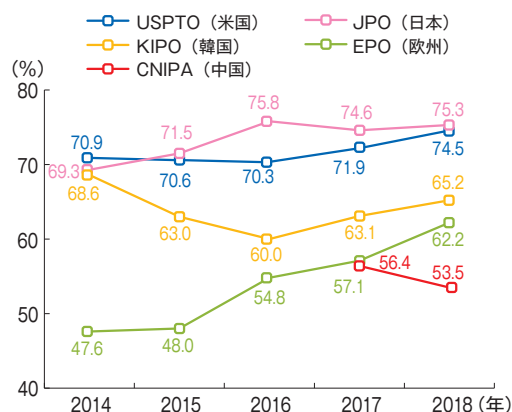
・欧州特許庁の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。

・中国国家知識産権局の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。

・韓国特許庁の最終処分期間、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間(総月数)を各年の最終処分件数で除した値。

(資料) 他国特許庁の数値は IP5 Statistics Report 2018 を基に特許庁作成

1-1-26 図【主要国特許庁の特許査定率の推移】



(備考) 各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。

(各年における処理件数が対象)

・日本 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ・放棄件数)

・米国 特許発行件数 / 処理件数

・欧州 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 放棄件数)

・韓国 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ件数)

・中国 特許査定率の定義を公表していない

(資料) IP5 Statistics Report 2018 を基に特許庁作成

⑨主要特許庁の特許査定率

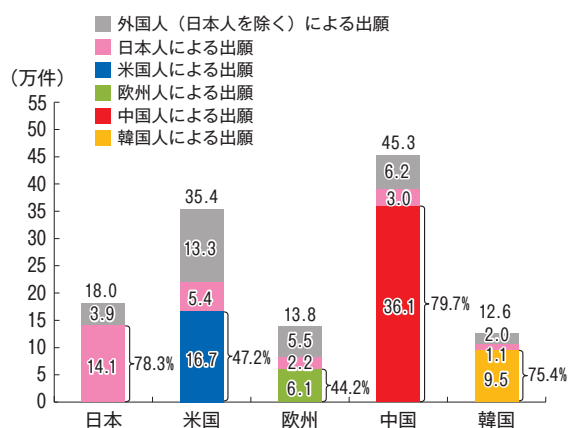
2018年の五庁の特許査定率はCNIPAを除き前年に比べて増加となった。JPOの特許査定率は、前年比0.7ポイント増の75.3%と2017年の小幅減少から増加に転じ、EPOは前年比5.1ポイント増の62.2%と大きく伸びている。他方、2018年のUSPTO、KIPOの特許査定率はそれぞれ前年比2.6ポイント、2.1ポイント増の74.5%、65.2%であった。他方、2018年のCNIPAの特許査定率は前年比2.9ポイント減の53.5%となっている[1-1-26図]。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている(1-1-26図の備考参照)。

⑩主要特許庁における特許登録構造

JPO、CNIPA、KIPOでは内国人による登録はそれぞれ78.3%、79.7%、75.4%を占めているのに対し、USPTO及びEPOでは内国人による登録はそれぞれ47.2%、44.2%となっており、登録構造に大きな違いが見られる[1-1-27図]。

1-1-27 図【主要特許庁における特許登録構造 (2019年)】



（備考）各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

（資料）下記を基に特許庁作成

日本 統計資料編 第2章4. (1)

米国 USPTO 提供資料（暫定値）

中国 CNIPA 提供資料（暫定値）

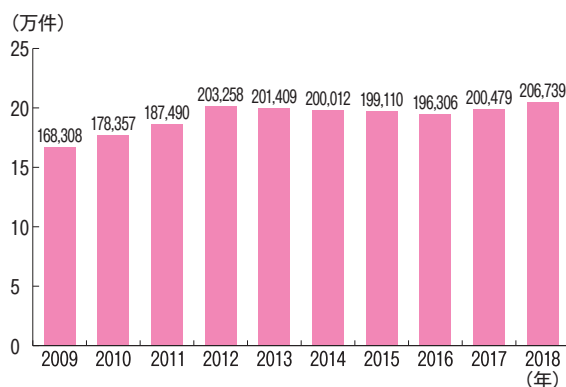
韓国 KIPO 提供資料（暫定値）

欧州 Patent Index 2019 (Granted patents)

⑪日本から海外への特許出願件数

日本から海外への特許出願件数は、2012年以降ほぼ横ばいで推移しており、2018年は前年比3.1%増の206,739であった[1-1-28図]。日本から海外への特許出願件数の割合を見ると、2018年は米国への出願が41.2%を占めており、中国、欧州(EPO)、韓国への出願が、それぞれ21.9%、10.9%、7.5%と続き、合わせて全体の81.5%を占めている[1-1-29図]。

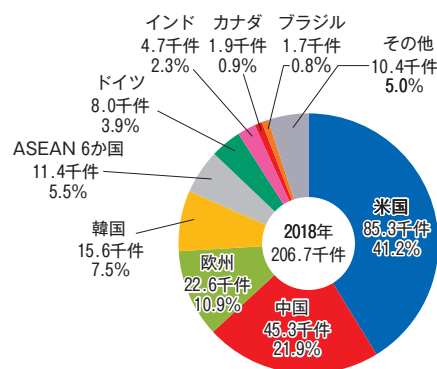
1-1-28 図【日本から海外への特許出願件数の推移】



（備考）件数は下記資料の定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-29 図【日本から海外への特許出願件数の割合 (2018年)】



（備考）欧州は欧州特許庁への出願。件数は下記資料の定義に従っている。

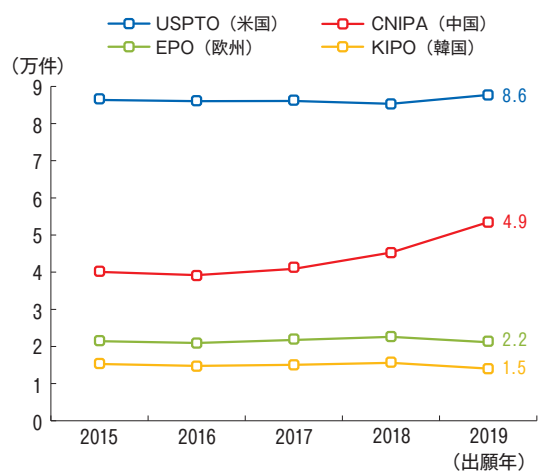
ASEAN 6 各国：タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

⑫日本人による主要特許庁への特許出願件数

2019年の日本人による主要特許庁への特許出願件数は、それぞれUSPTOへ85,748件(前年比0.5%増)、CNIPAへ48,867件(同7.9%増)、EPOへ22,066件(同2.3%減)、KIPOへ14,993件(同3.9%減)であった[1-1-30図]。

1-1-30 図【日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移】



単位：件

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
USPTO (米国)	86,359	86,021	86,113	85,322	85,748
CNIPA (中国)	40,078	39,207	40,908	45,284	48,867
EPO (欧州)	21,421	20,943	21,774	22,591	22,066
KIPO (韓国)	15,283	14,773	15,044	15,595	14,993

(備考) 米国 Utility Patent が対象。

各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

米国 USPTO ウェブサイト (2015年) 及び USPTO 提供資料 (2016~2018年、2019年 (暫定値))

中国 年報 (2015~2018)、CNIPA 提供資料 (暫定値) (2019年)

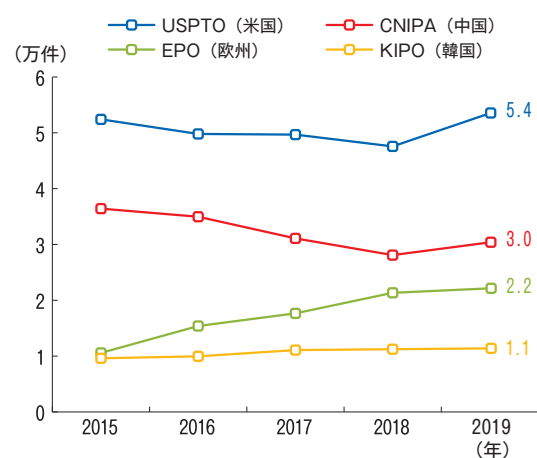
欧州 Patent Index 2019 (European patent applications)

韓国 年報 (2015~2018年) 及び KIPO 提供資料 (暫定値) (2019年)

⑬日本人による主要特許庁での特許登録件数

2019年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれUSPTOにおいて53,542件(前年比12.6%増)、CNIPAにおいて30,401件(同8.2%増)、EPOにおいて22,423件(同5.1%増)、KIPOにおいて11,351件(同1.0%増)であった[1-1-31図]。

1-1-31 図【日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移】



単位：件

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
USPTO (米国)	52,409	49,798	49,677	47,567	53,542
CNIPA (中国)	36,418	34,967	31,090	28,094	30,401
EPO (欧州)	10,574	15,395	17,660	21,343	22,423
KIPO (韓国)	9,615	9,962	11,081	11,239	11,351

(備考) ・米国 Utility Patent が対象。

・欧州は特許査定件数を表す。

・各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

米国 USPTO ウェブサイト (2015年) 及び USPTO 提供資料 (2016~2018年、2019年 (暫定値))

中国 年報 (2015~2018)、CNIPA 提供資料 (暫定値) (2019年)

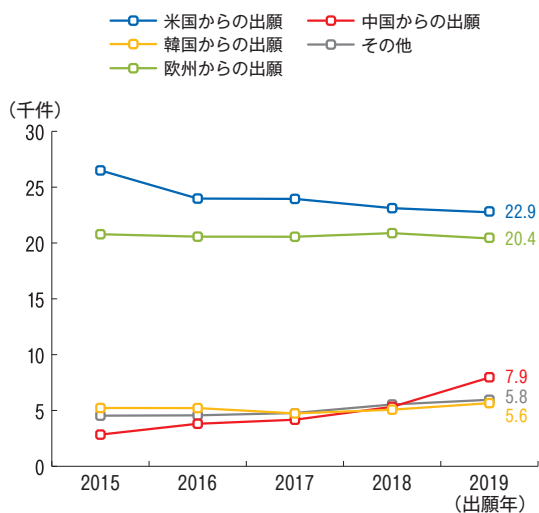
欧州 Patent Index 2019 (Granted Patents)

韓国 年報 (2015~2018年) 及び KIPO 提供資料 (暫定値) (2019年)

⑭外国人による日本への特許出願件数

2019年の外国人による日本への特許出願件数は、前年比4.4%増の62,597件であった。このうち、米国と欧州からの出願が全体の69.1%を占め、それぞれ前年からほぼ横ばいの22,867件、20,394件であった。韓国からの出願は、前年比11.1%増の5,634件であり、全体の9.0%を占めた。また、中国からの出願は、近年増加傾向にあり、2019年は前年比49.2%増の7,947件であった。しかしながら、中国からの出願が全体に占める割合は12.7%であり、欧米からの出願と比べると依然として少ない[1-1-32図]。

1-1-32 図【外国人による日本への特許出願件数の推移】



単位：件
対合計比

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	(2019年)
米国からの出願	26,501	23,979	23,949	23,121	22,867	36.5%
欧州からの出願	20,784	20,568	20,559	20,884	20,394	32.6%
韓国からの出願	5,222	5,216	4,735	5,070	5,634	9.0%
中国からの出願	2,840	3,810	4,172	5,325	7,947	12.7%
その他	4,535	4,564	4,774	5,537	5,755	9.2%
合計	59,882	58,137	58,189	59,937	62,597	

(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願件数及び PCT 国内移行件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

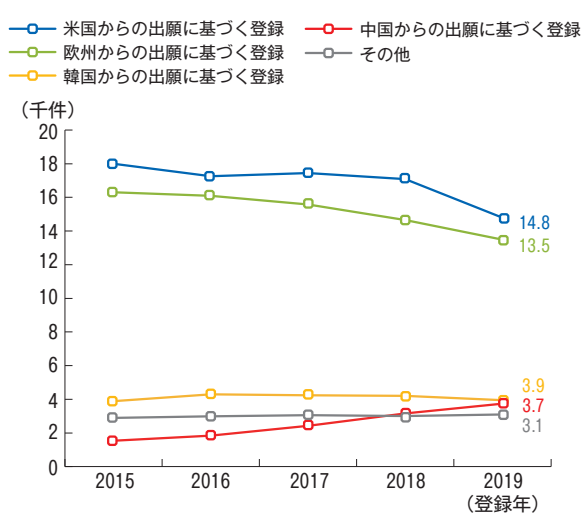
(資料) 統計・資料編 第4章2.(1)を基に特許庁作成

⑮外国人による日本での特許登録件数

2019年の外国人による日本での特許登録件数は、前年比7.2%減の39,045件であった。

このうち、米国と欧州からの出願に基づく登録が全体の72.4%を占めた。韓国からの出願に基づく登録は3,938件であり、全体の10.1%を占めた。また、中国からの出願に基づく登録は、前年比18.6%増の3,738件であり、全体に占める割合は9.6%となっている[1-1-33図]。

1-1-33 図【外国人による日本での特許登録件数の推移】



単位：件
対合計比

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	(2019年)
米国からの出願に基づく登録	17,995	17,248	17,451	17,080	14,789	37.9%
欧州からの出願に基づく登録	16,301	16,086	15,584	14,653	13,485	34.5%
韓国からの出願に基づく登録	3,886	4,292	4,232	4,199	3,938	10.1%
中国からの出願に基づく登録	1,535	1,832	2,415	3,152	3,738	9.6%
その他	2,892	2,986	3,051	3,001	3,095	7.9%
合計	42,609	42,444	42,733	42,085	39,045	

(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願及び PCT 国内移行に基づく登録件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

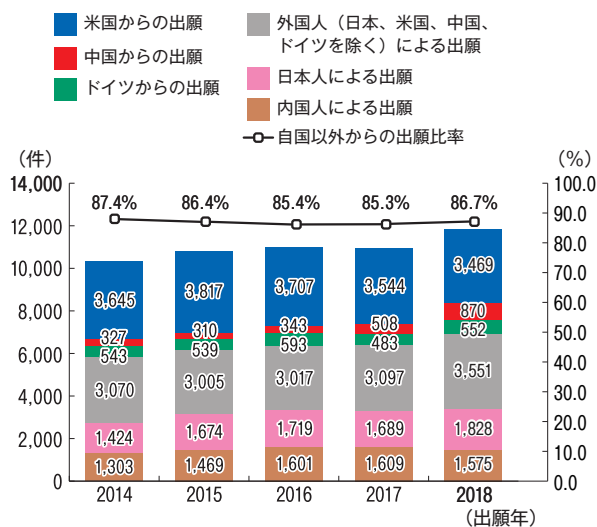
(資料) 統計・資料編 第4章3.(1)を基に特許庁作成

(3) 新興国等における特許出願動向

① ASEANにおける特許出願動向

ASEAN主要国(シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)における特許出願について見ると、2018年はいずれも増加しており、ASEAN主要国全体の出願件数で見ると前年比7.9%増の、47,414件となっている。

1-1-34 図【シンガポールにおける特許出願構造】

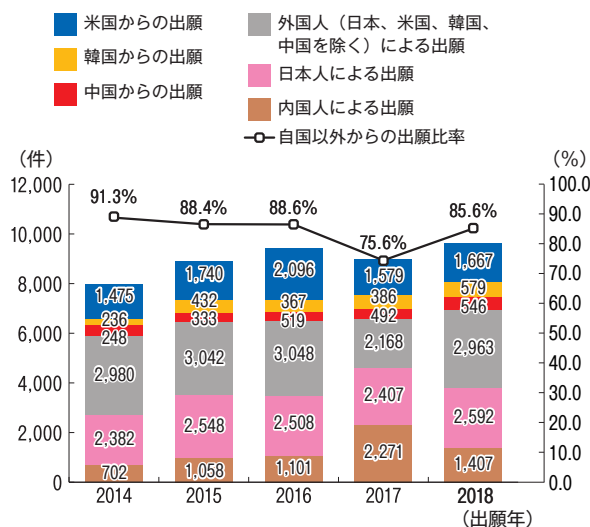


(備考) 米国、中国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-35 図【インドネシアにおける特許出願構造】

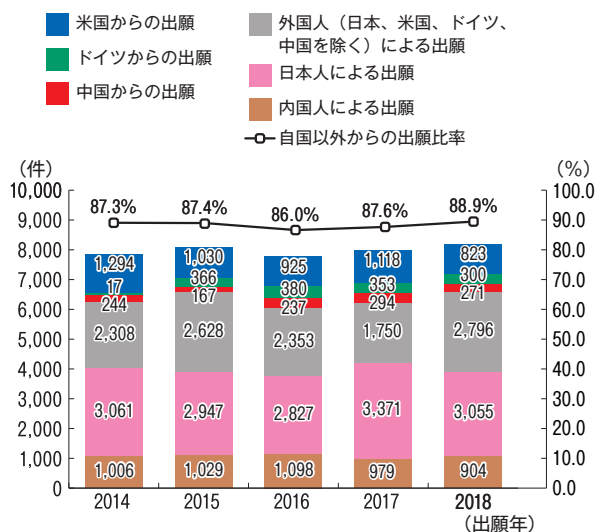


(備考) 米国、韓国、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

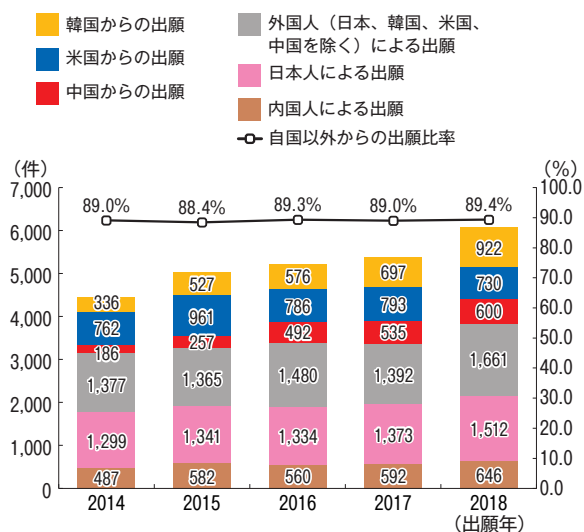
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-36 図【タイにおける特許出願件数の推移】



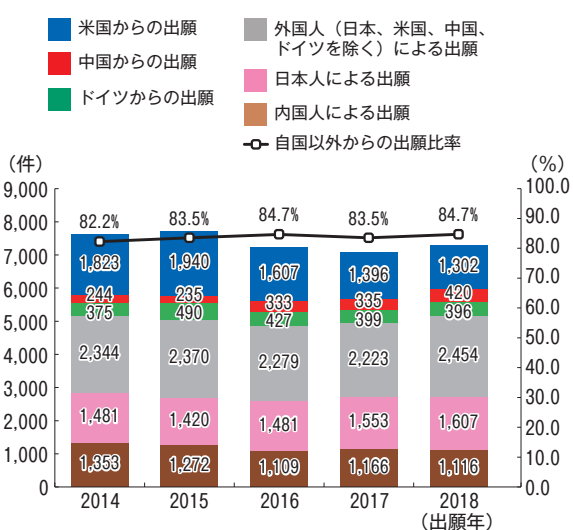
(備考) 米国、ドイツ、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-38 図【ベトナムにおける特許出願構造】



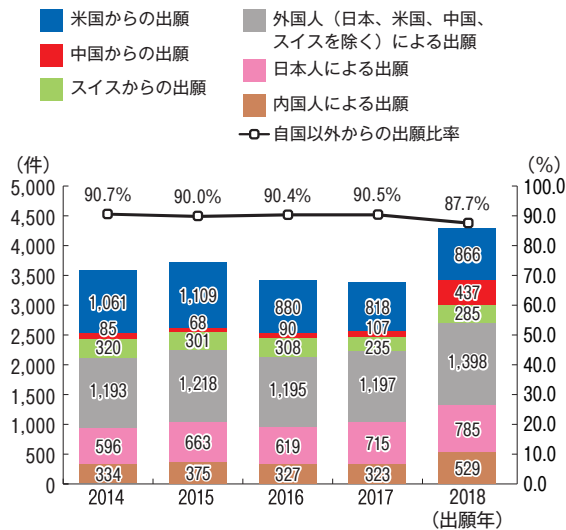
(備考) 韓国、米国、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-37 図【マレーシアにおける特許出願構造】



(備考) 米国、中国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-39 図【フィリピンにおける特許出願構造】



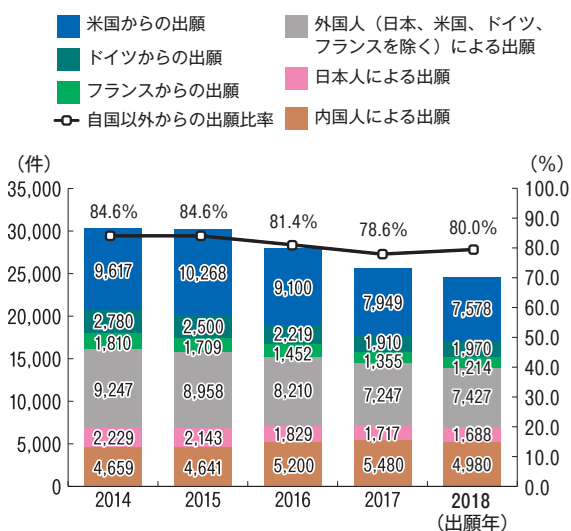
(備考) 米国、中国、スイスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル、ロシア、インド及び南アフリカにおける特許出願動向

特許出願件数の推移を見ると、ブラジルでは2015年から減少傾向にあり、ロシアは2015年から減少傾向であったが、2018年に増加に転じた。インド、南アフリカでは2015年からほぼ横ばいで推移してきたが、2017年、2018年とインドは出願件数が増加する一方、南アフリカは2018年より減少に転じている。また、2018年の特許出

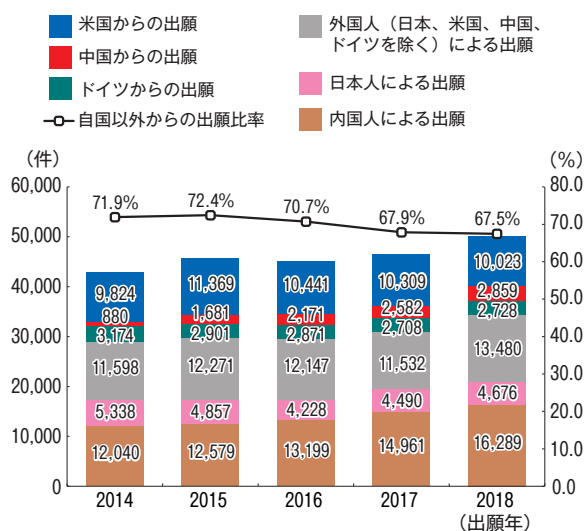
願構造を見ると、ロシアにおいては、内国人による出願割合が過半数に達しているが、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が比較的小さい。加えて、外国からの出願について見ると、4か国ともに米国からの出願が最も多く、ブラジル及びロシアではドイツと日本がこれに続き、インドでは日本と中国が、南アフリカではドイツと英国がこれに続いている[1-1-40図、1-1-41図、1-1-42図、1-1-43図]。

1-1-40 図【ブラジルにおける特許出願構造】



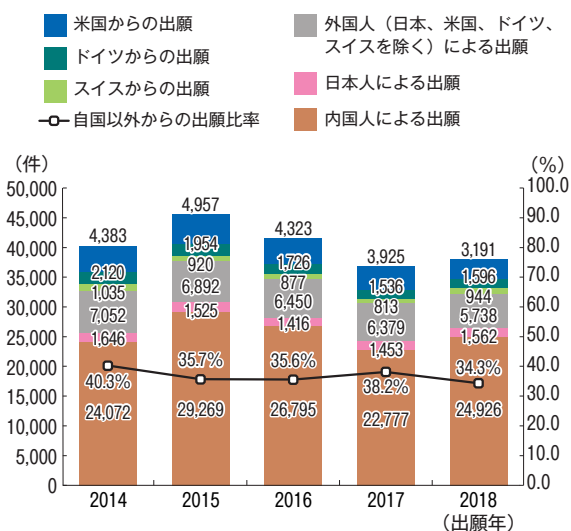
(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-42 図【インドにおける特許出願構造】



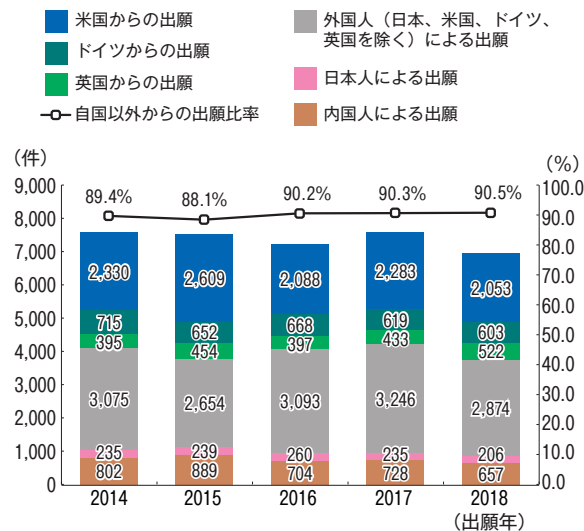
(備考) 米国、中国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-41 図【ロシアにおける特許出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、スイスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-43 図【南アフリカにおける特許出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、英国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

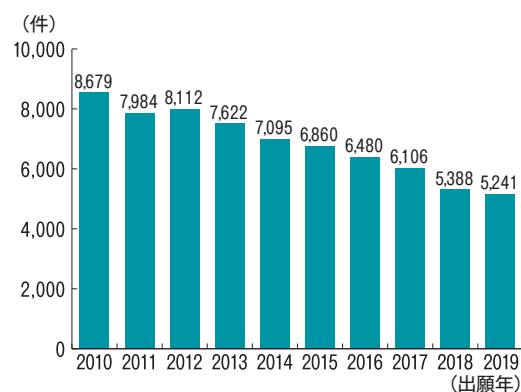
2. 実用新案

(1) 我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状

①実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2019年は5,241件であった[1-1-44図]。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、2019年は5,033件であった[1-1-45図]。

1-1-44 図 【実用新案登録出願件数の推移】

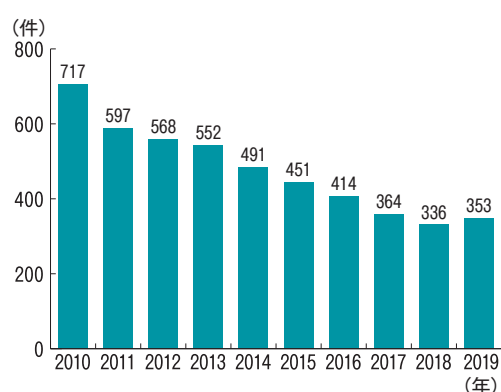


(資料) 統計・資料編 第1章3.

②実用新案技術評価書作成件数

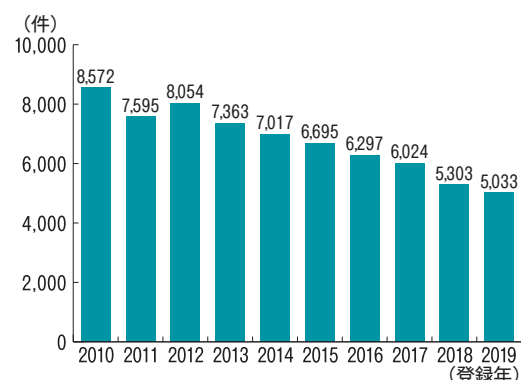
実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、請求に基づき、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数も、実用新案登録出願件数と同様に減少傾向にあるが、2019年は353件(前年比5.1%増)であった[1-1-46図]。

1-1-46 図 【実用新案技術評価書作成件数の推移】



(資料) 特許庁作成

1-1-45 図 【実用新案登録件数の推移】



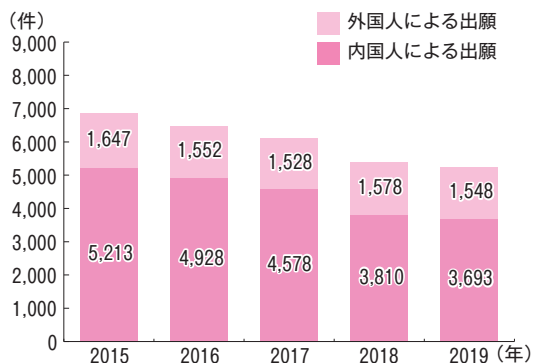
(資料) 統計・資料編 第1章3.

(2)日中韓における実用新案登録出願構造

2019年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は3,693件、中国は2,259,765件、韓国は4,975件であった。

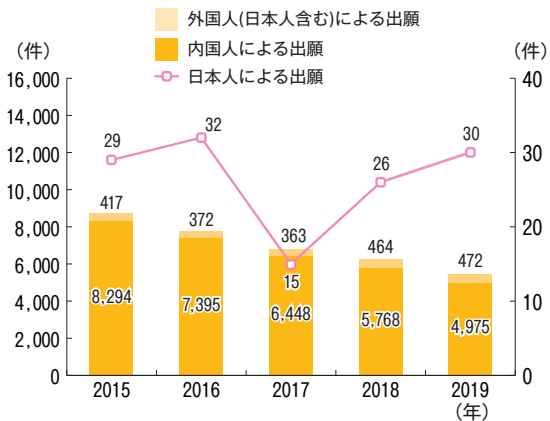
中国における外国人出願の件数は増加傾向にあるが、その割合は1%未満に過ぎない。また、2018年の日本から中国への出願件数は前年より増加している[1-1-47図、1-1-48図、1-1-49図]。

1-1-47 図 【日本における実用新案登録出願構造】



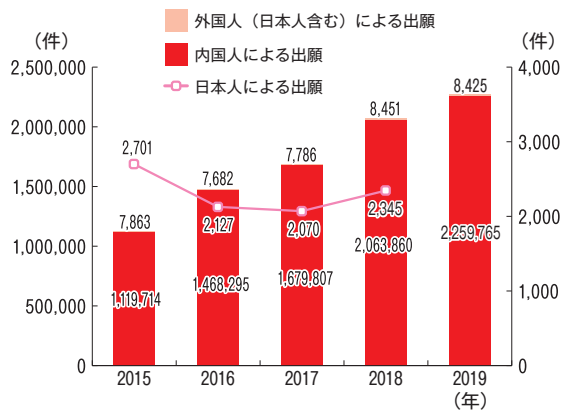
(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料) 統計・資料編 第2章 4. (2)

1-1-49 図 【韓国における実用新案登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 韓国 Annual Report (2015～2018年) 及び韓国提供資料(暫定値)(2019年)を基に特許庁作成

1-1-48 図 【中国における実用新案登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国専利業務工作及総合管理統計月報及び中国年報を基に特許庁作成

3. 意匠

(1) 我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

① 意匠登録出願件数及び意匠登録件数

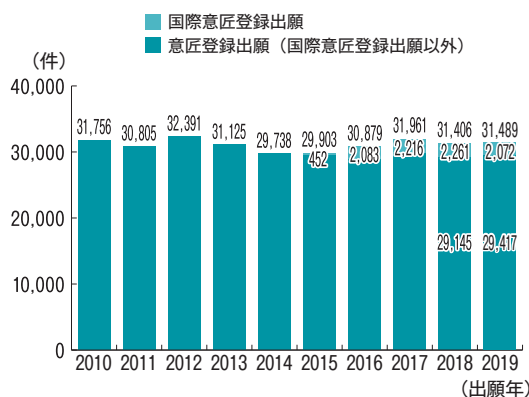
過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2010年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2019年は前年比0.3%増の31,489件であった。その内訳をみると、国

際意匠登録出願¹件数は2,072件、それ以外の意匠登録出願件数は29,417件であった。

また、関連意匠²の利用割合は、2015年以降、13%前後で横ばいを維持しており、2019年は12.8%となっている。

意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2019年は27,556件であった。

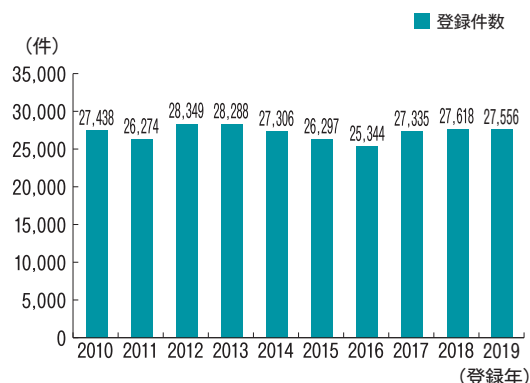
1-1-50 図【意匠登録出願件数の推移】



(備考) 国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日。

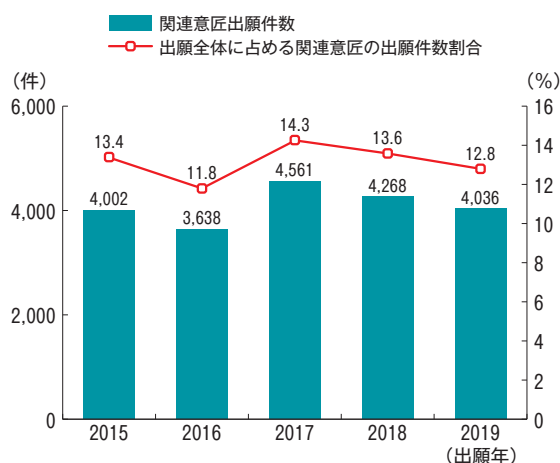
(資料) 統計・資料編 第1章5、第3章10。

1-1-52 図【意匠登録件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第1章5。

1-1-51 図【関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移】



(資料) 特許庁作成

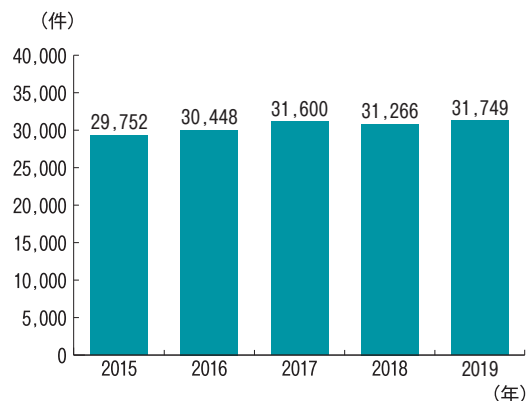
1 国際意匠登録出願件数は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、かつ国際事務局により国際登録され、国際公表がされた出願の件数。当該件数については、国際出願の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願として、また、国際公表の日を基準としてカウント。意匠法第60条の6参照。

2 「関連意匠制度」は、自己が出願した意匠に類似している意匠（関連意匠）が、一定期間内に提出された場合に限り、意匠登録を受けることができる制度。

②意匠審査の現状

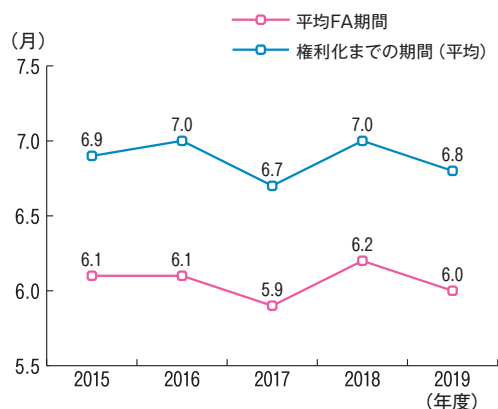
2019年度における出願から一次審査通知までの期間(FA期間)は平均6.0月であり、出願から最終処分までの期間¹は平均6.8月であった。また、2019年の一次審査件数(FA件数)は31,749件と、出願件数同様にほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は3万件弱で推移している。

1-1-54 図【意匠審査のFA件数の推移】

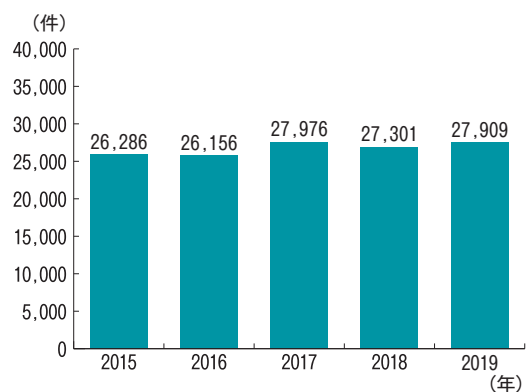


(資料) 統計・資料編 第1章 5.

1-1-53 図【意匠審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



1-1-55 図【意匠審査の登録査定件数の推移】



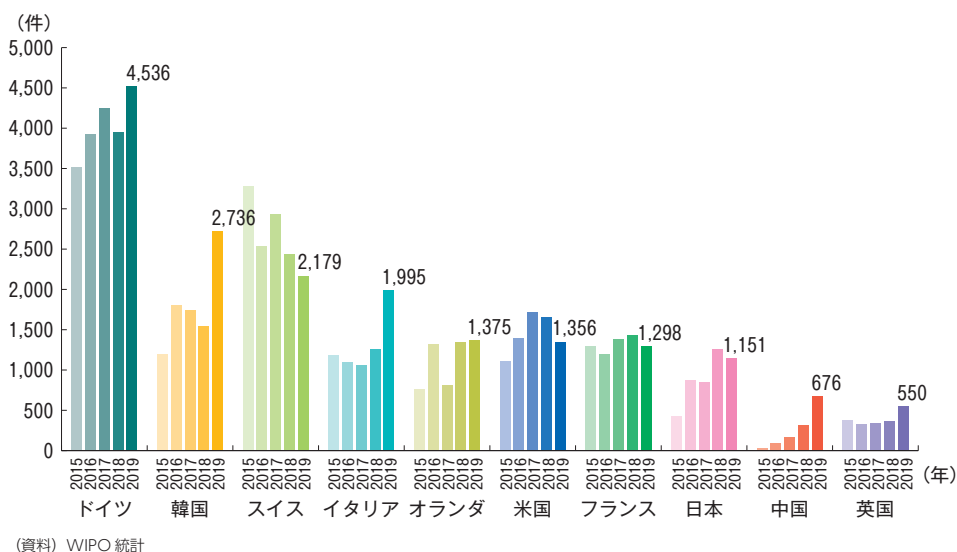
(資料) 統計・資料編 第1章 5.

¹ 国際意匠登録出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。

③ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願件数

我が国におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日であり、出願人居住国別にみると、2019年の韓国からの国際出願件数は、前年と比較して急増した。

1-1-56 図【出願人居住国別の国際出願に含まれる意匠数の推移】

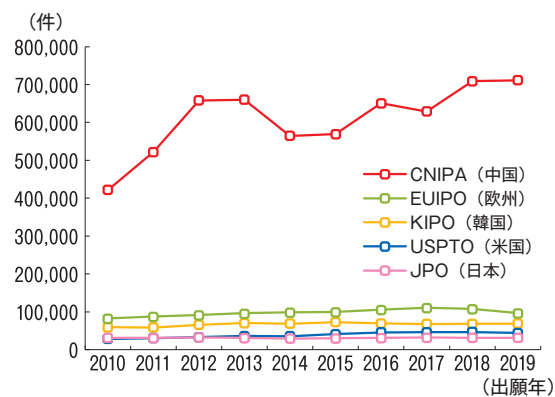


(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

①主要国・機関における意匠登録出願件数

主要国・機関における2019年の意匠登録出願件数について、米国(前年比6.3%減)欧州(EUIPO)(意匠数前年比10.4%減)は減少した一方、日本(前年比0.3%増)中国(前年比0.4%増)韓国(前年比1.3%増)は増加した。

1-1-57 図【主要国・機関における意匠登録出願件数の推移】



	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
CNIPA (中国)	421,273	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059	650,344	628,658	708,799	711,617
EUIPO (欧州)	82,768	87,492	92,090	96,422	98,957	99,658	105,729	111,234	108,174	96,960
KIPO (韓国)	59,204	58,571	65,469	70,054	68,564	72,813	69,293	67,482	68,054	68,937
USPTO (米国)	29,059	30,467	32,799	36,034	35,378	40,972	45,420	46,069	47,137	44,174
JPO (日本)	31,756	30,805	32,391	31,125	29,738	29,903	30,879	31,961	31,406	31,489

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 5.

米国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：USPTO 提供資料（暫定値）

欧州 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：EUIPO 提供資料（暫定値）

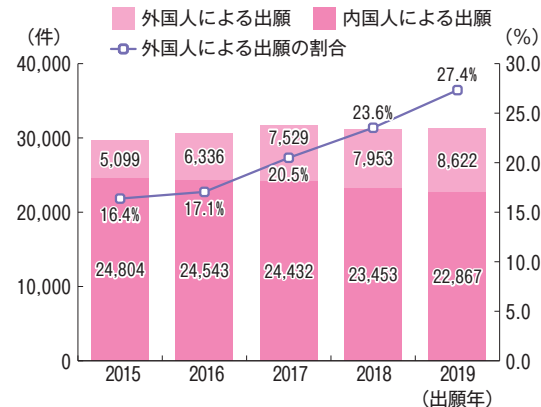
中国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：CNIPA 提供資料（暫定値）

韓国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：KIPO 提供資料（暫定値）

②主要国・機関における意匠登録出願構造

2019年の主要国・機関における内外国人別の出願割合を見ると、外国人による出願の割合は、それぞれ米国は47.7%、欧州¹⁾は36.6%、日本は27.4%、韓国は11.1%、中国は2.8%であった。

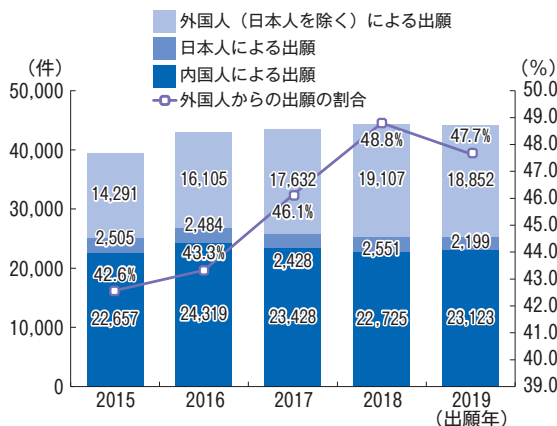
1-1-58 図【日本における意匠登録出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく）。

(資料) 統計・資料編 第2章 4.(4)

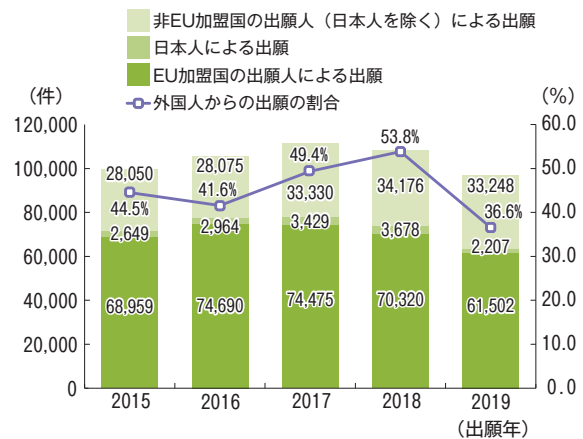
1-1-59 図【米国における意匠登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2015～2018年：WIPO統計、2019年：USPTO提供資料（暫定値）

1-1-60 図【欧州における意匠登録出願構造】

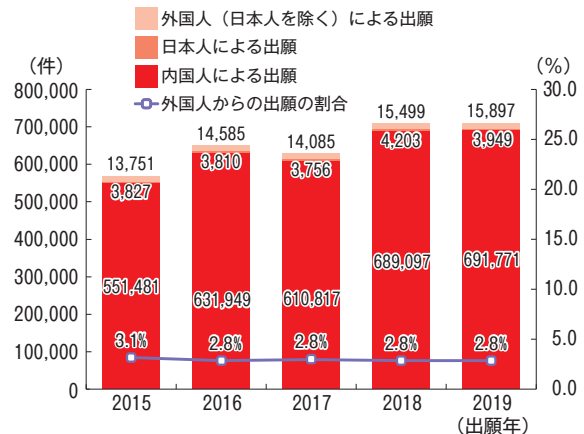


(備考) EUIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2015～2018年：WIPO統計、2019年：EUIPO提供資料（暫定値）

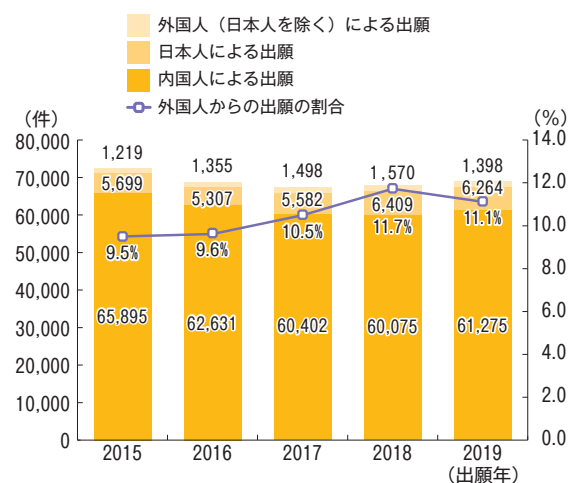
1-1-61 図【中国における意匠登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2015～2018年：WIPO統計、2019年：CNIPA提供資料（暫定値）

1-1-62 図【韓国における意匠登録出願構造】



(備考) KIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

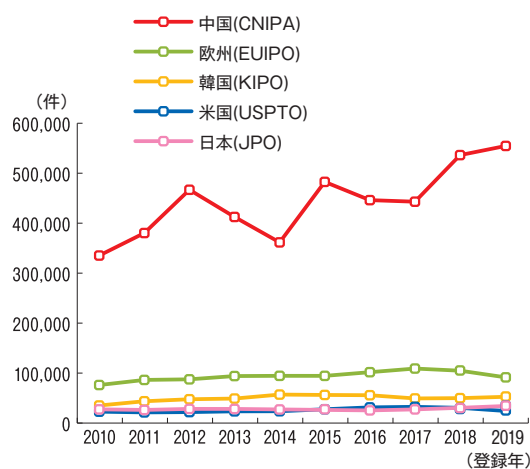
(資料) 2015～2018年：WIPO統計、2019年：KIPO提供資料（暫定値）

1 欧州における出願において、外国人とは非EU加盟国の出願人を指す。

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2019年の意匠登録件数を見ると、我が国では前年比0.2%減であったが、韓国¹では前年比4.3%増、米国では前年比4.1%増であった。実体審査を行わない国・機関における2019年の意匠登録件数を見ると、欧州(EUIPO)では前年比11.4%減であったが、中国では前年比3.8%増である。

1-1-63 図【主要国・機関における意匠登録件数】



単位：件

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
中国 (CNIPA)	335,243	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659	446,135	442,996	536,251	556,529
欧州 (EUIPO)	81,395	86,397	87,562	93,637	94,851	94,718	102,389	109,450	105,116	93,161
韓国 (KIPO)	35,183	43,634	47,670	49,039	57,207	56,444	56,787	50,106	50,678	52,850
米国 (USPTO)	22,799	21,356	21,951	23,468	23,657	27,673	33,299	34,808	33,449	34,808
日本 (JPO)	27,438	26,274	28,349	28,288	27,306	26,297	25,344	27,335	27,618	27,556

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO で登録された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 5.

米国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：USPTO提供資料（暫定値）

欧州 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：EUIPO提供資料（暫定値）

中国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：CNIPA提供資料（暫定値）

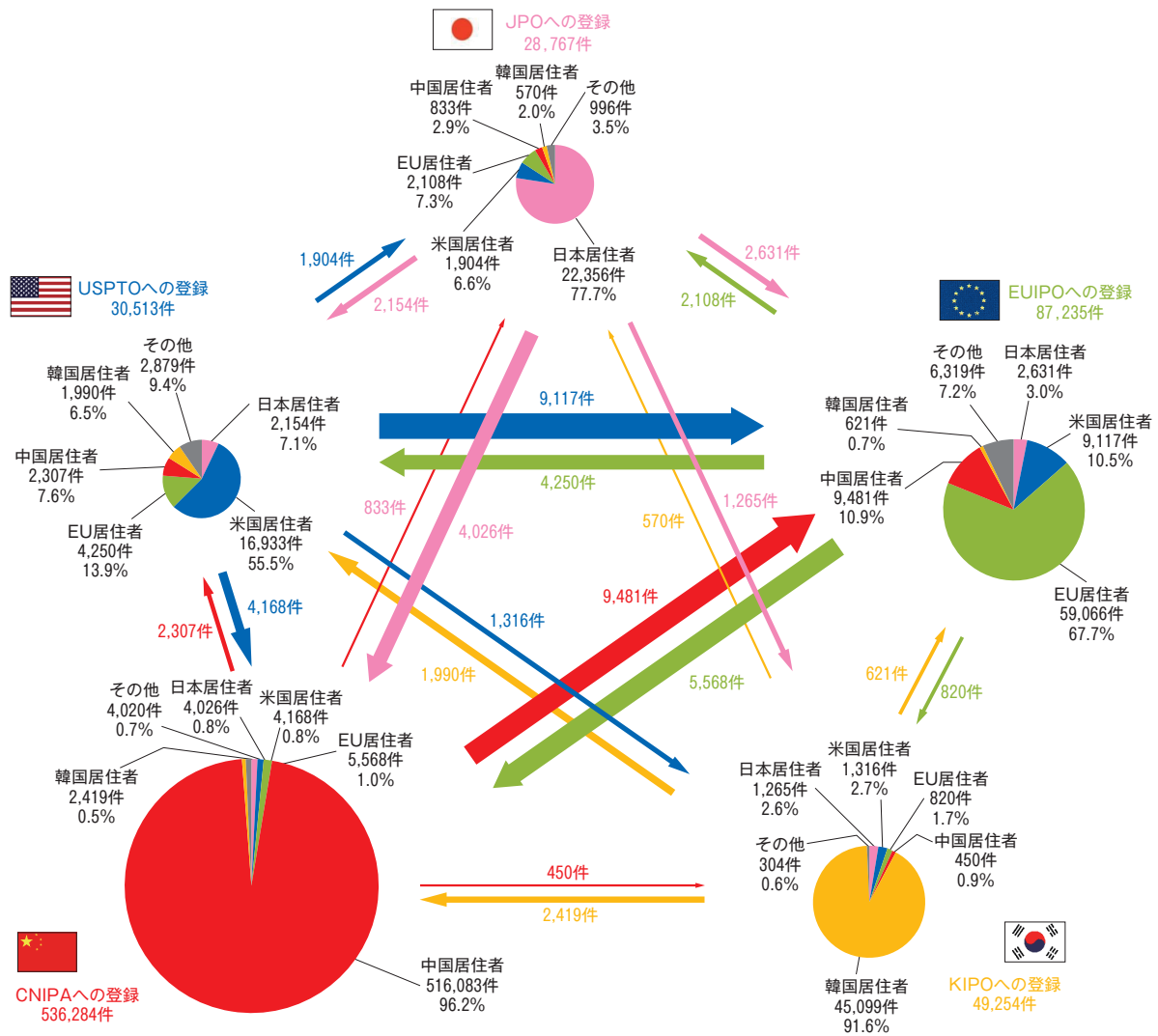
韓国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：KIPO提供資料（暫定値）

1 一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

④主要国・機関間の意匠登録状況

主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い。

1-1-64 図【主要国・機関間の意匠登録状況（2018年）】



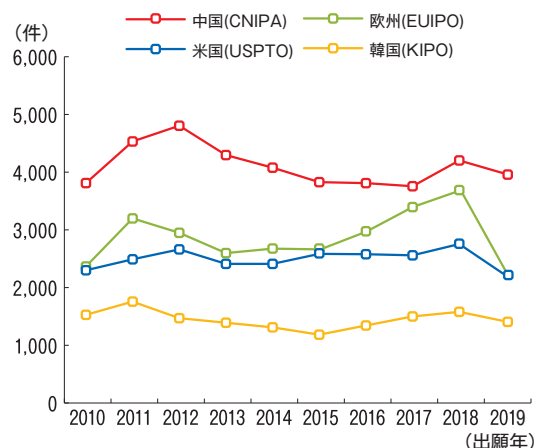
（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年（2018年）で集計した。「[欧州での登録]」はEUIPOで登録された意匠数を示す。

（資料）特許庁「令和元年度意匠出願動向調査報告書—マクロ調査—」

⑤日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、中国、韓国への出願件数は、近年横ばいとなっている。他方、2019年は欧州への出願は急減した。

1-1-65 図【日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移】



単位：件

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
中国 (CNIPA)	3,811	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827	3,810	3,756	4,203	3,949
欧州 (EUIPO)	2,366	3,199	2,949	2,598	2,697	2,649	2,964	3,429	3,678	2,207
米国 (USPTO)	2,300	2,490	2,662	2,411	2,411	2,573	2,601	2,551	2,744	2,199
韓国 (KIPO)	1,528	1,757	1,470	1,391	1,328	1,219	1,355	1,498	1,570	1,398

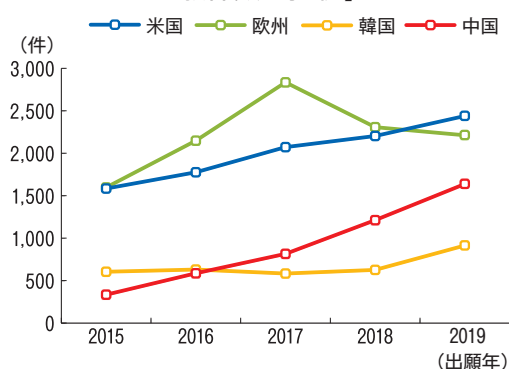
(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 米国 2010～2018年：WIPO統計、2019年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州 2010～2018年：WIPO統計、2019年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国 2010～2018年：WIPO統計、2019年：CNIPA提供資料（暫定値）
韓国 2010～2018年：WIPO統計、2019年：KIPO提供資料（暫定値）

⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

2019年に米国、中国、韓国から日本へなされた意匠登録出願件数は、いずれも前年と比べて増加した。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ数年増加し続けている。

1-1-66 図【外国人による日本への意匠登録出願件数の推移】



単位：件

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	対合計比 (2019年)
欧州	1,597	2,148	2,835	2,308	2,214	25.7%
米国	1,584	1,776	2,072	2,203	2,440	28.3%
韓国	604	630	583	626	916	10.6%
中国	334	586	815	1,212	1,641	19.0%
その他	980	1,196	1,224	936	1,411	16.4%
合計	5,099	6,336	7,529	7,953	8,622	100.0%

(備考) 欧州の数値は、各年に EU加盟国から日本になされた出願件数の合計である。

2015年以降の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。

筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。

(資料) 統計・資料編 第4章2. (1)

(3)新興国等における意匠登録出願動向

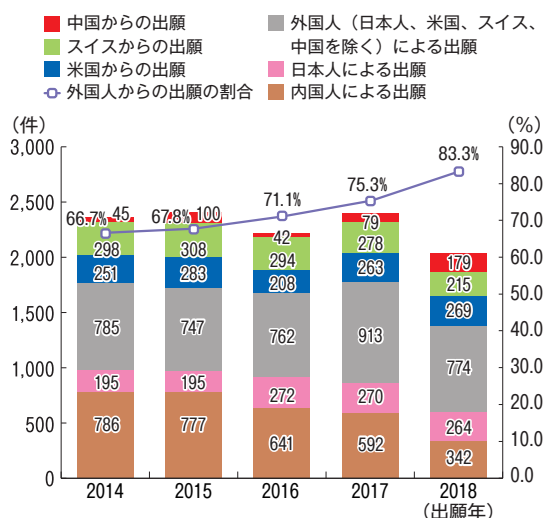
①ASEANにおける意匠登録出願動向

ASEAN主要国(シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)における直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、タイは増加傾向にある。マレーシアでは

2014年以降減少傾向にあったが、2017年に増加に転じた。

なお、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピンでは、2018年の外国人による出願のうち日本人による出願が約20～30%を占めている。

1-1-67 図【シンガポールにおける意匠登録出願構造】

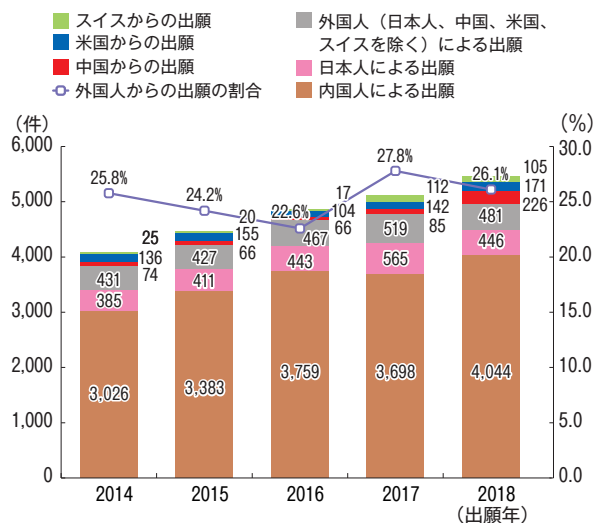


(備考) 米国、スイス、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-69 図【タイにおける意匠登録出願構造】

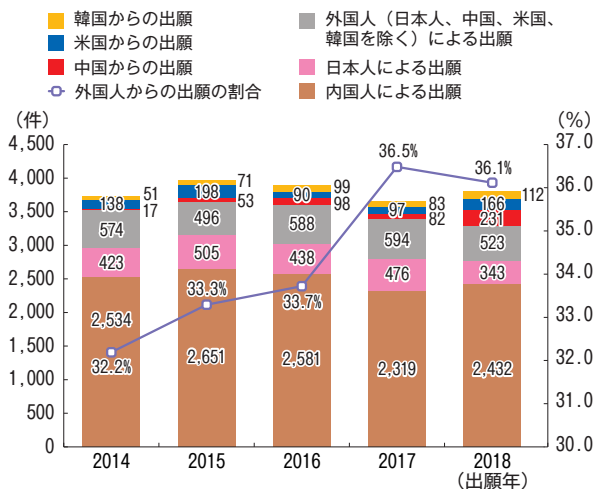


(備考) 中国、米国、スイスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-68 図【インドネシアにおける意匠登録出願構造】

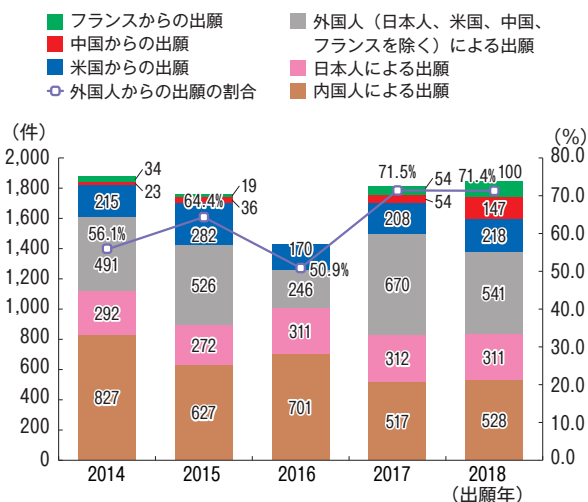


(備考) 中国、米国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

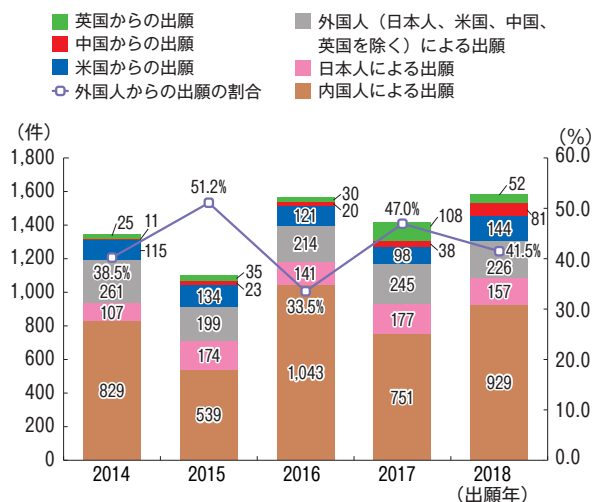
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-70 図【マレーシアにおける意匠登録出願構造】



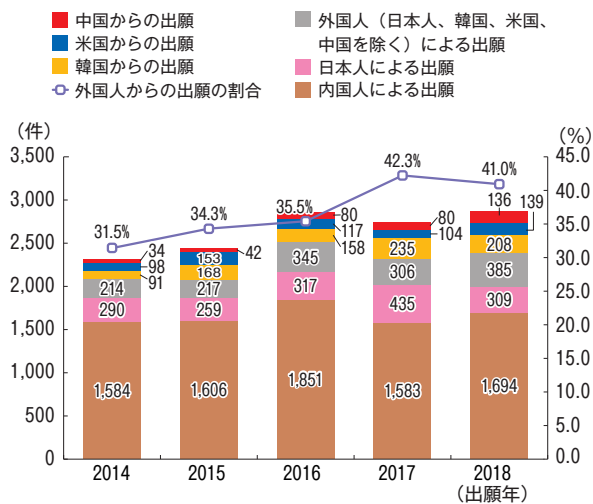
(備考) 米国、中国、フランスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-72 図【フィリピンにおける意匠登録出願構造】



(備考) 米国、中国、英国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-71 図【ベトナムにおける意匠登録出願構造】



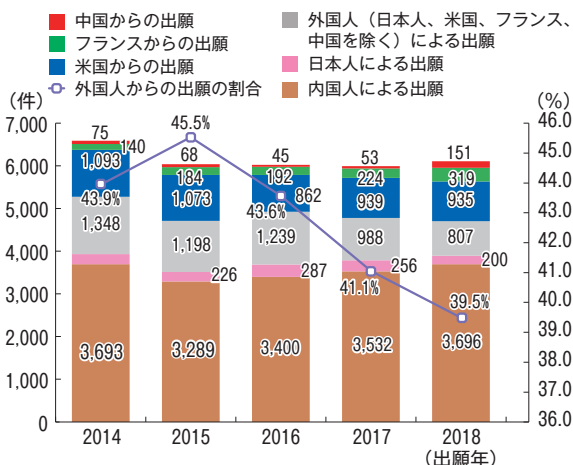
(備考) 韓国、米国、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける意匠登録出願動向

直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、インドでは2014年以降、増加を続けており、これら4か国で最大の出願件数となっている。ブ

ラジルでは近年は横ばいを維持している。また、ロシアでは2016年以降に出願が急増している一方、南アフリカは2014年以降、2000件前後で増減を繰り返している。

1-1-73 図【ブラジルにおける意匠登録出願構造】

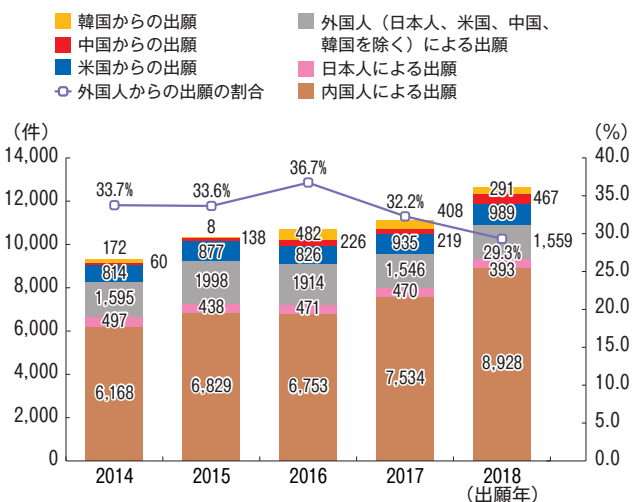


(備考) 米国、フランス、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-75 図【インドにおける意匠登録出願構造】

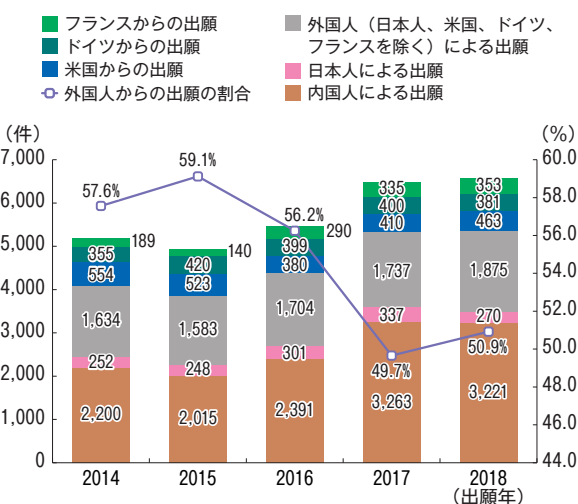


(備考) 米国、中国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-74 図【ロシアにおける意匠登録出願構造】

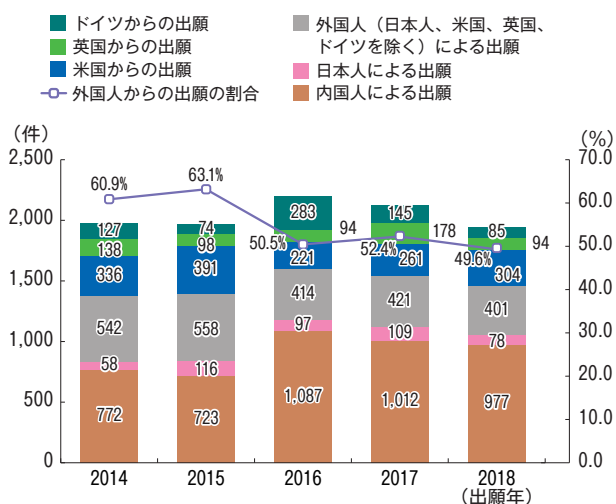


(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-76 図【南アフリカにおける意匠登録出願構造】



(備考) 米国、英国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

4. 商標

(1) 我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

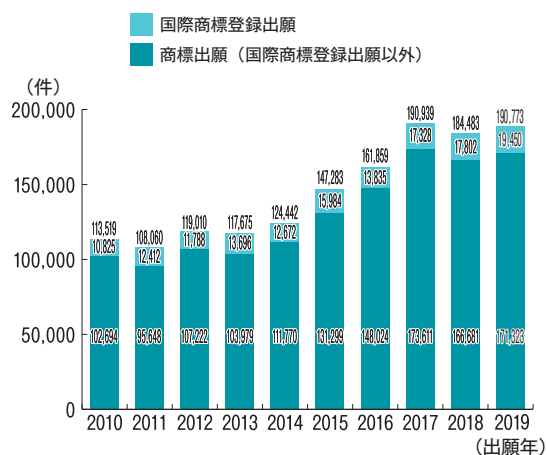
① 商標登録出願件数及び商標登録件数

商標登録出願件数は、近年増加傾向が続いており、2019年は190,773件であった。内訳を見

ると、国際商標登録出願¹件数は前年比9.3%増の19,450件、それ以外の商標登録出願件数は同2.8%増の171,323件であった[1-1-77図]。

商標登録件数は、近年は10万から11万件前後で推移しており、2019年は109,859件であった[1-1-78図]。

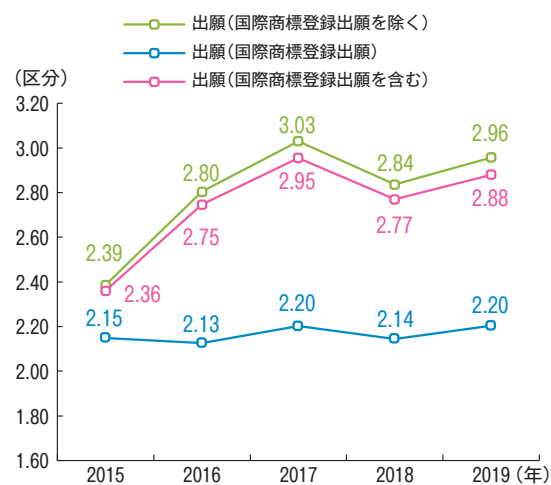
1-1-77 図【商標登録出願件数の推移】



(備考) 国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第1章6.、第3章17.

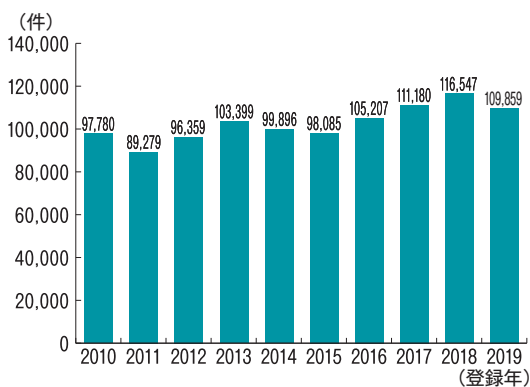
1-1-79 図【一出願に含まれる平均区分数(多区分率)】



(備考) 平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値

(資料) 統計・資料編 第1章6.、第2章5.(8)、第3章17.、第3章19.

1-1-78 図【商標登録件数の推移】



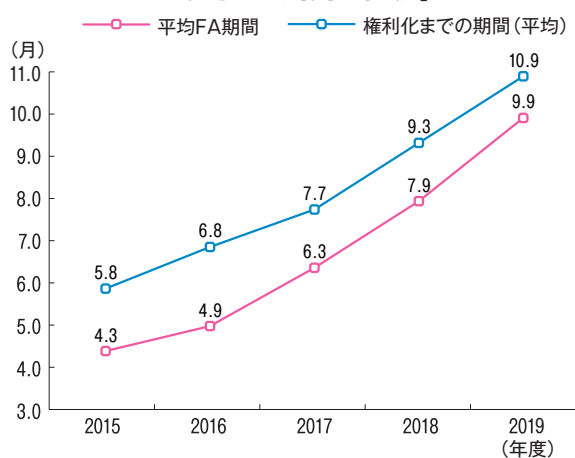
(資料) 統計・資料編 第1章6.

1 マドリード協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照

②商標審査の現状

特許庁は、電子化の推進及び民間活力の活用等により審査の効率化を進めているが、近年の出願件数増加の影響により、審査期間は延伸する傾向にある。2019年度における出願から一次審査通知までの期間(FA期間)は9.9か月、出願から権利化までの期間¹は10.9か月であった[1-1-80図]。

1-1-80 図【商標審査の権利化までの期間と平均 FA 期間の推移】

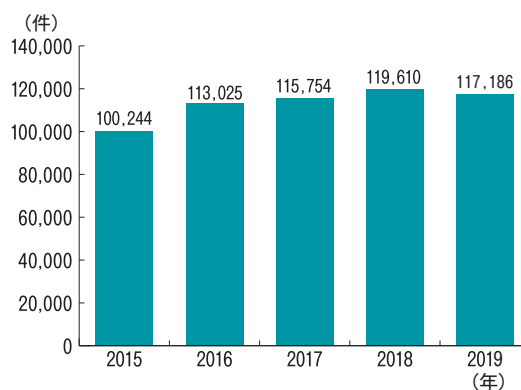


(資料) 特許庁作成

③マドリッド協定議定書に基づく国際出願²動向

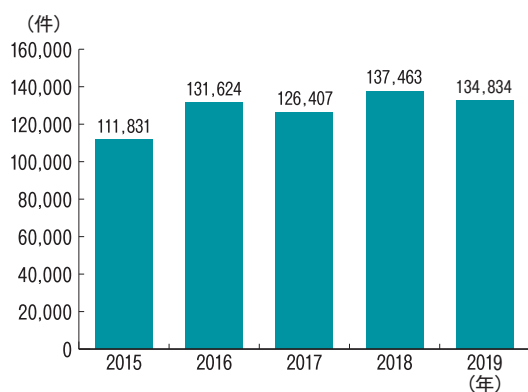
日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数は近年、増加傾向にあるが、2019年は前年比0.8%減の3,139件であった[1-1-83図]。

1-1-82 図【商標審査の登録査定件数の推移】



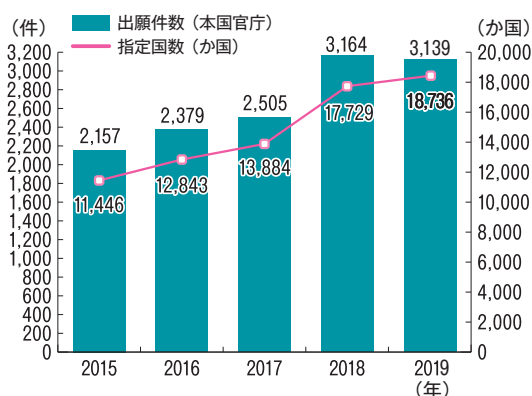
(資料) 統計・資料編 第1章 6.

1-1-81 図【商標審査の FA 件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第1章 6.

1-1-83 図【日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第3章 12.

¹ 出願から最終処分までの期間(新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。)

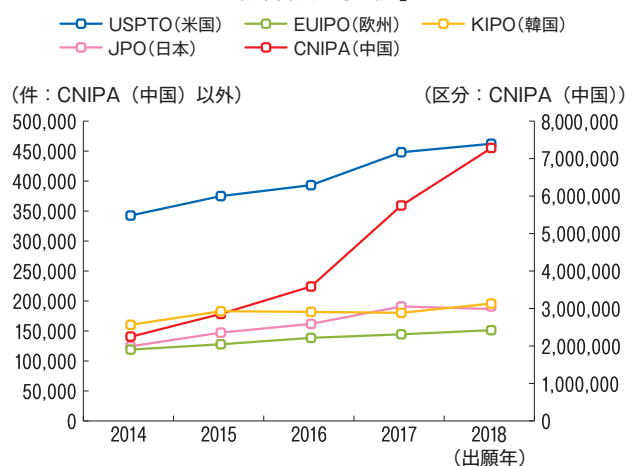
² 国際登録出願制度の概要: 締約国の一国の官庁(本国官庁)に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁(指定国官庁)を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月(我が国は18か月)以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

(2) 主要国・機関における商標登録出願・登録動向

① 主要国・機関における商標登録出願件数

主要国・機関における商標登録出願件数は全体的に増加傾向にある。最も出願件数の多い中国においては、2018年は前年と比べて28.2%の増加となっており、顕著な出願増加傾向が続いている[1-1-84 図]。

1-1-84 図【主要国・機関における商標登録出願件数の推移】



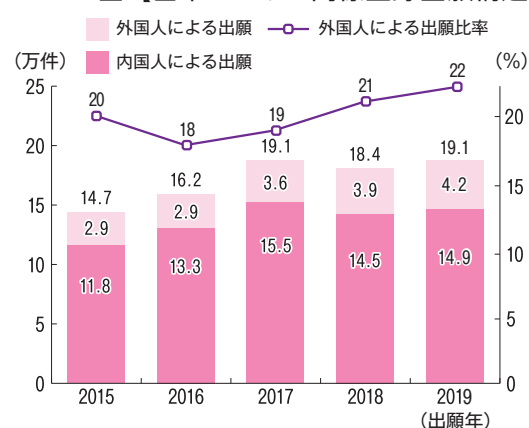
(備考) 商標登録出願件数はマドリッド協定書に基づく国際出願を含む。
CNIPA (中国) の数値は右軸で示す。CNIPA (中国) は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 6.
中国 中国商標戦略年度発展報告 (～2017年)、国家知識産権局専利業務作業および総管理統計月報 (2018年)
その他 WIPO統計

② 主要国・機関における商標登録出願構造

2019年の日本における商標登録出願構造を見ると、内国人による出願が78.1%、外国人による出願が21.9%という構成となっている[1-1-85 図]。

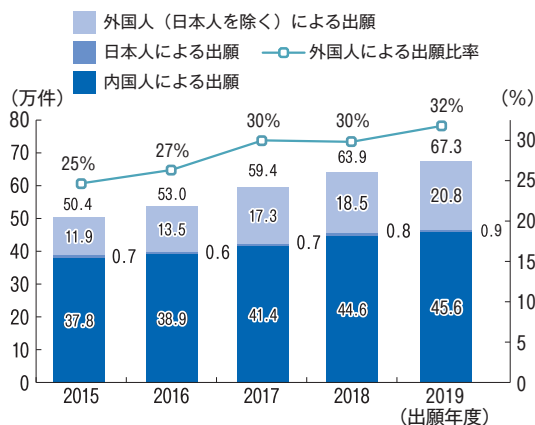
1-1-85 図【日本における商標登録出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている (国際商標登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく)。

(資料) 統計・資料編 第2章 4.(5)

1-1-86 図【米国における商標登録出願構造】



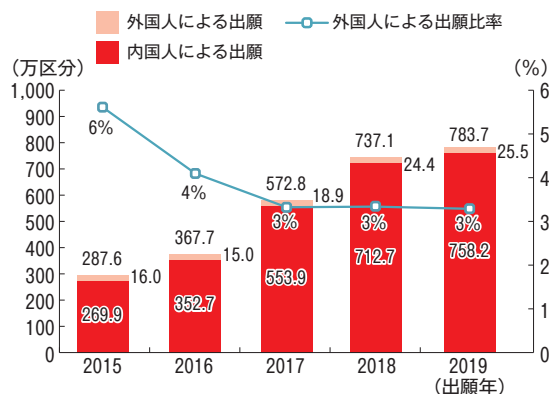
(備考) 出願件数の国別内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。
年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。

(例) 2019年度：2018年10月～2019年9月

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) USPTO Annual Report

1-1-88 図【中国における商標登録出願構造】

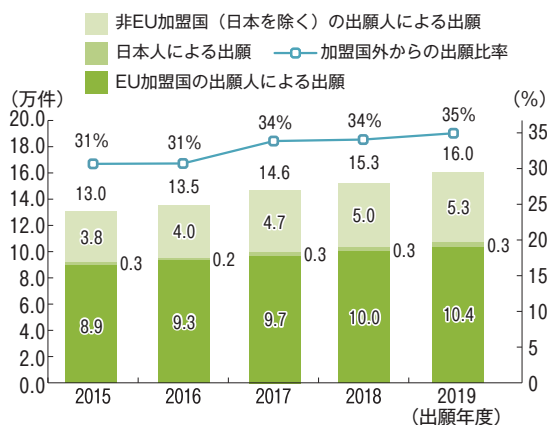


(備考) 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 中国商標戦略年度発展報告（～2017年）、国家知識産権局専利業務作業および総合管理統計月報（2018年～）

1-1-87 図【欧州における商標登録出願構造】

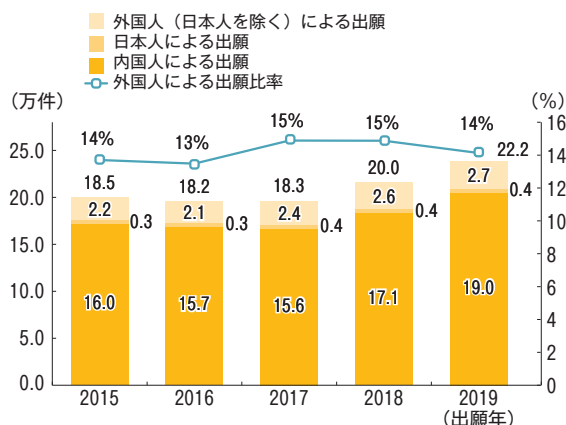


(備考) EUIPOにおける商標登録出願構造を表す。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) EUIPOウェブサイト（データは2020年3月末時点）

1-1-89 図【韓国における商標登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

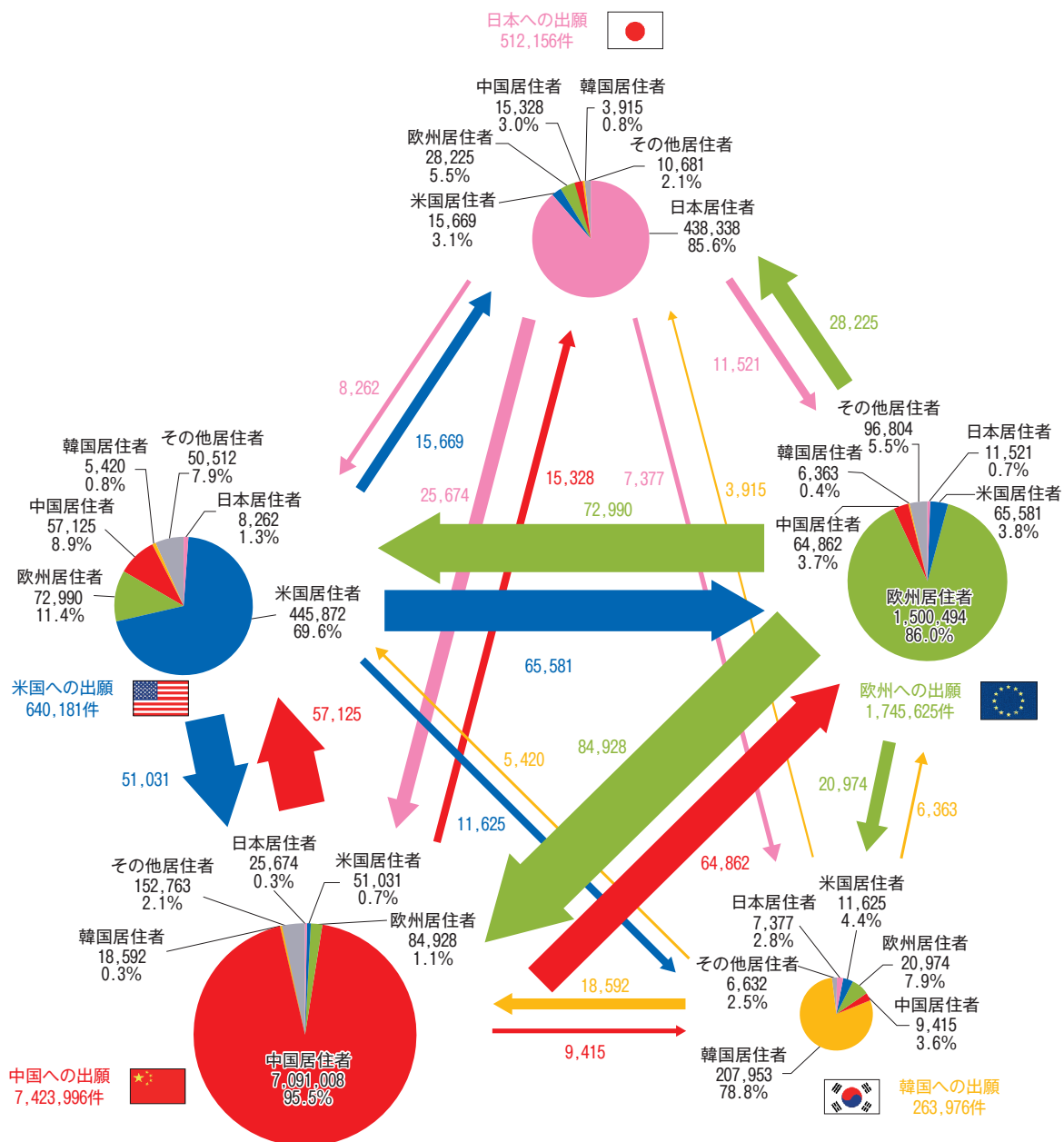
(資料) 2014～2017年：KIPO Annual Report、2018年及び2019年：KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関間の商標登録出願状況(区分数)

日米欧中韓間の出願人居住地別の商標登録出願区分数では、日本からは、中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。日本居住者同様に、韓国からも中国への出願が最も多い。米国については、欧州への出願

区分数が最も多く、次いで中国となっている。欧州については、中国への出願区分数が最も多く、次いで米国となっている。中国からは欧州への出願区分数が最も多く、次いで米国、日本、韓国の順となっている。

1-1-90 図【主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2018年）】

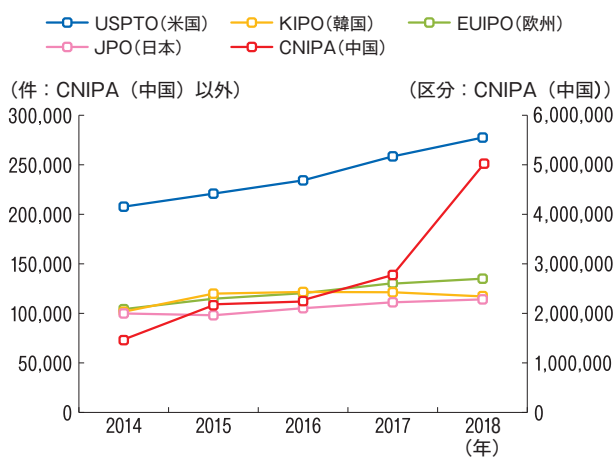


(備考) 欧州は EUIPO、EU加盟各国及びイギリス、スイスへの出願区分数の合計を示し、欧州居住者は EU加盟国及びイギリス、スイスの出願区分数の合計を示す。
(資料) 特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

④主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における商標登録件数は、同出願件数の傾向と同様、全体的に増加傾向にあり、2018年は韓国を除く国・機関において前年より増加した[1-1-91図]。

1-1-91 図【主要国・機関における商標登録件数の推移】

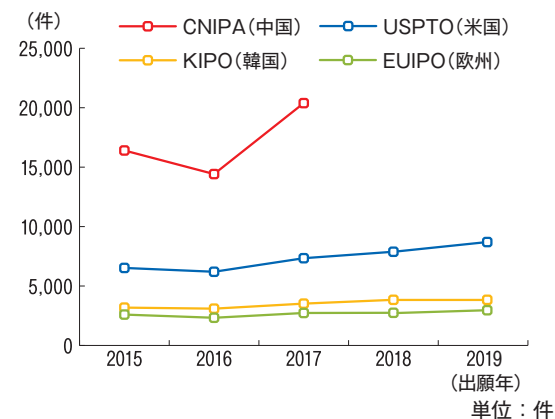


(備考) 商標登録件数はマドリッド協定書に基づく国際出願を含む。
CNIPA (中国) の数値は右軸で示す。CNIPA (中国) は登録件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。
(資料) 日本 統計・資料編 第1章6.
中国 中国商標戦略年度発展報告 (～2017年)、国家知識産権局專利業務作業および総合管理統計月報 (2018年)
その他 WIPO統計

⑤日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

2019年における日本人による主要国・機関への商標登録出願件数は増加傾向にある。2018年に比べ、出願件数が対米国は11.4%増、対韓国は0.6%増、対EUIPOは13.9%増となった[1-1-92図]。

1-1-92 図【日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移】

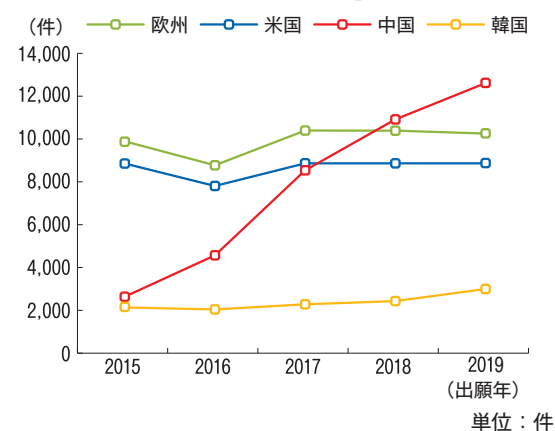


(備考) 中国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。
米国 出願件数の国別内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。
各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。
(例) 2019年度：2018年10月～2019年9月
件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国 中国商標戦略年度発展報告
2018年以降のデータは未公表
米国 USPTO Annual Report
韓国 2015～2017年：KIPO Annual Report、2018年及び2019年：KIPO提供資料 (暫定値)
欧州 EUIPOウェブサイト

⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2019年の外国人による日本への出願件数は、2018年に比べ、全体で6.7%増の41,860件となった。特に中国からの出願件数が増加傾向にあり、2018年に比べ、15.6%増の12,508件となった[1-1-93図]。

1-1-93 図【外国人による日本への商標登録出願件数の推移】



(備考) 欧州：統計・資料編 第4章第2.(1)から、EU加盟国及び英国を抽出。(加盟国は2020年3月時点のもの)
括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したものの。件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 統計・資料編 第4章2.(1)

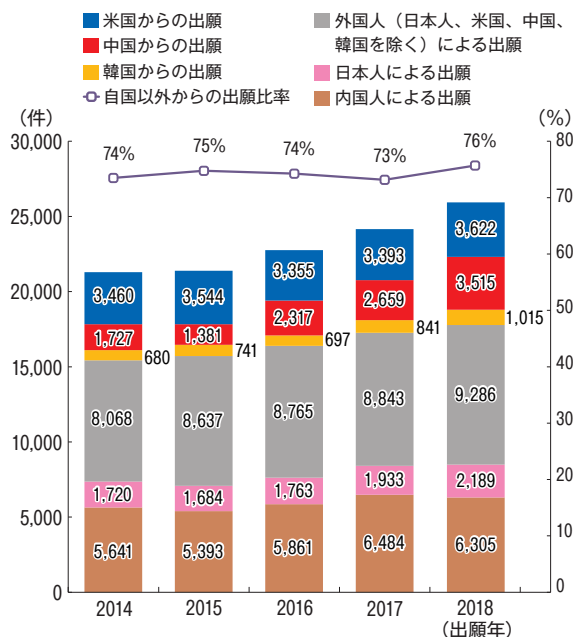
(3) 新興国等における商標登録出願動向

① ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN主要国(シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)における直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、増加傾向が続いている。

2018年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、米国又は中国が出願件数トップの地位を占めており、日本も上位に位置付けている[1-1-94図、1-1-95図、1-1-96図、1-1-97図、1-1-98図、1-1-99図]。

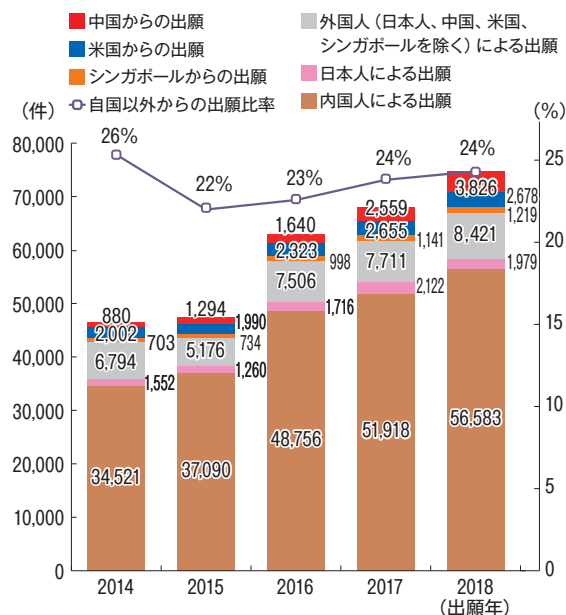
1-1-94 図【シンガポールにおける商標登録出願構造】



(備考) 米国、中国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

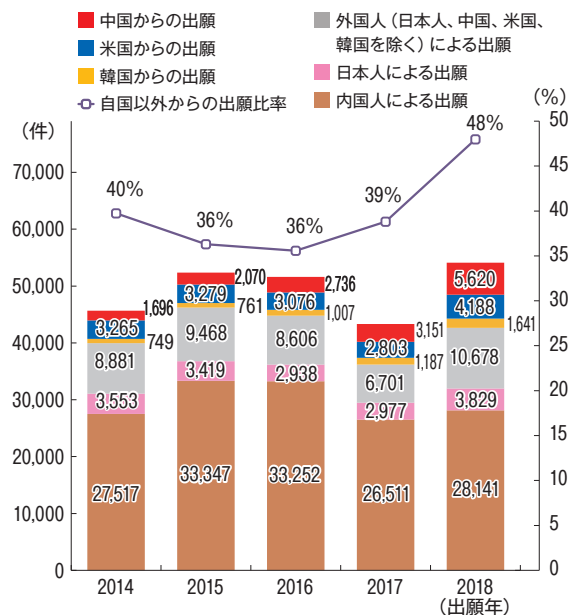
1-1-95 図【インドネシアにおける商標登録出願構造】



(備考) 中国、米国、シンガポールは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

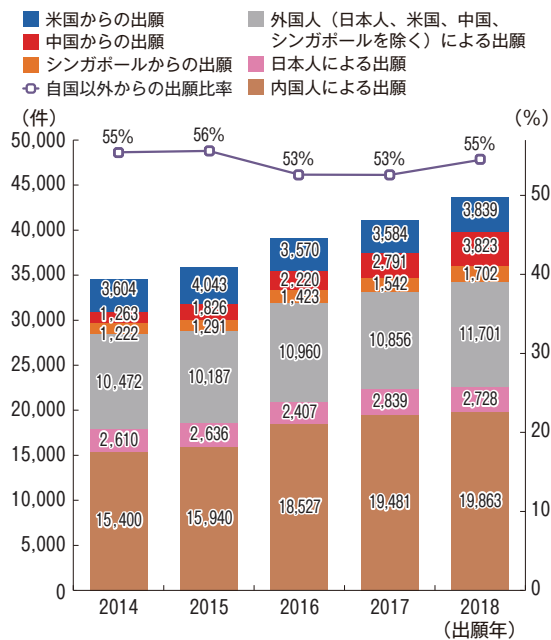
1-1-96 図【タイにおける商標登録出願構造】



(備考) 中国、米国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

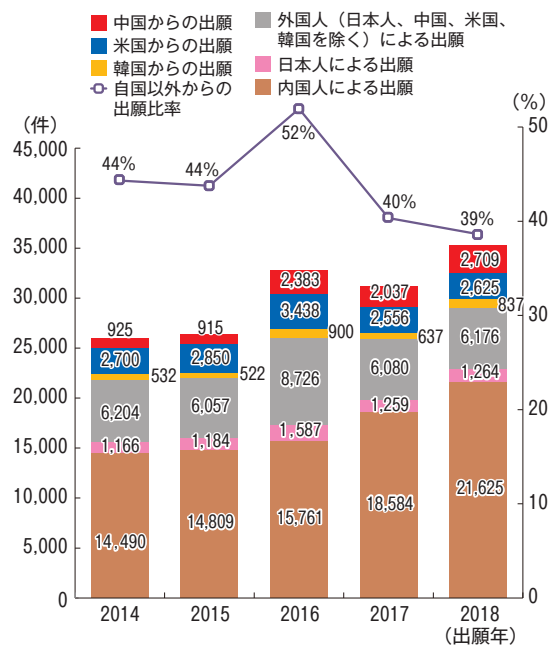
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-97 図【マレーシアにおける商標登録出願構造】



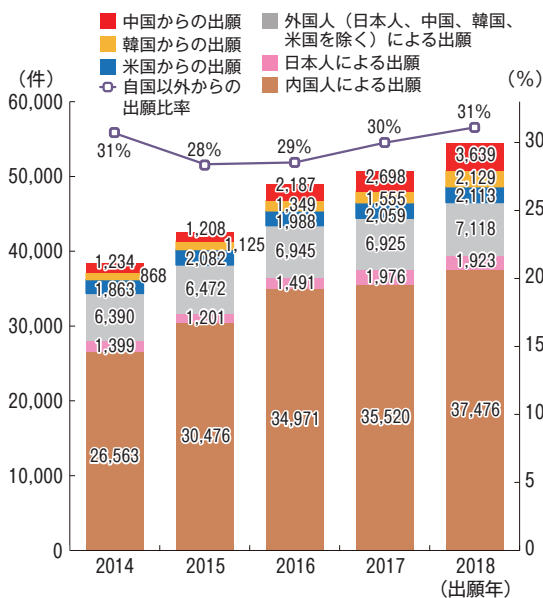
(備考) 米国、中国、シンガポールは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-99 図【フィリピンにおける商標登録出願構造】



(備考) 中国、米国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-98 図【ベトナムにおける商標登録出願構造】

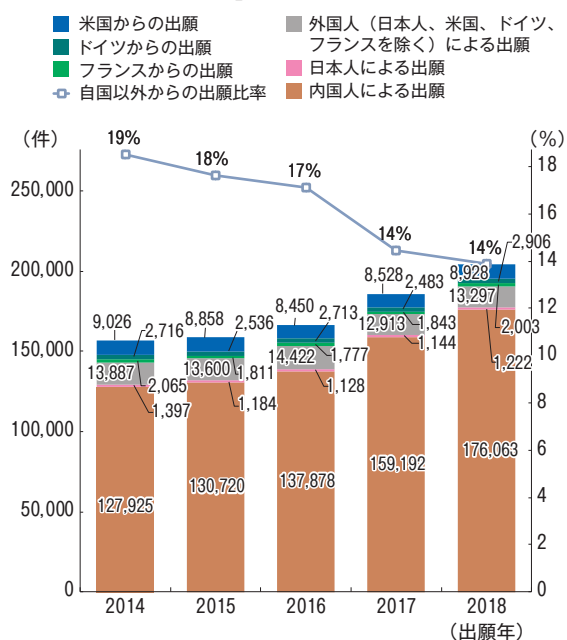


(備考) 中国、韓国、米国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける商標出願動向

ブラジル、インド、ロシア、南アフリカにおける直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、増加傾向が続いている。

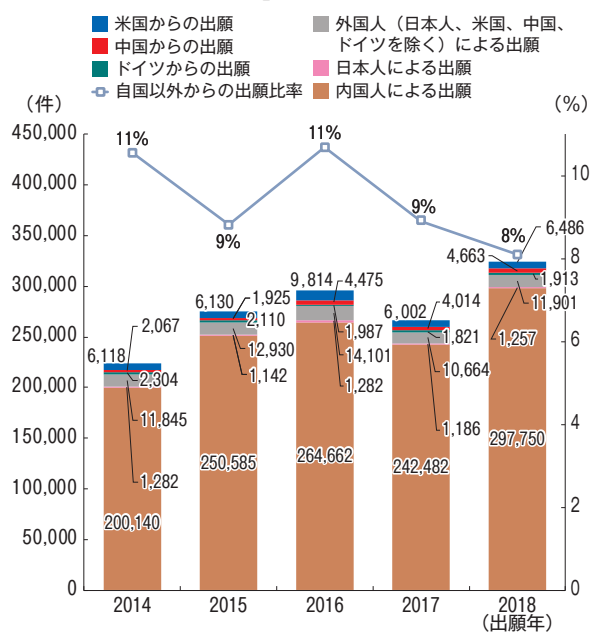
1-1-100 図【ブラジルにおける商標登録出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

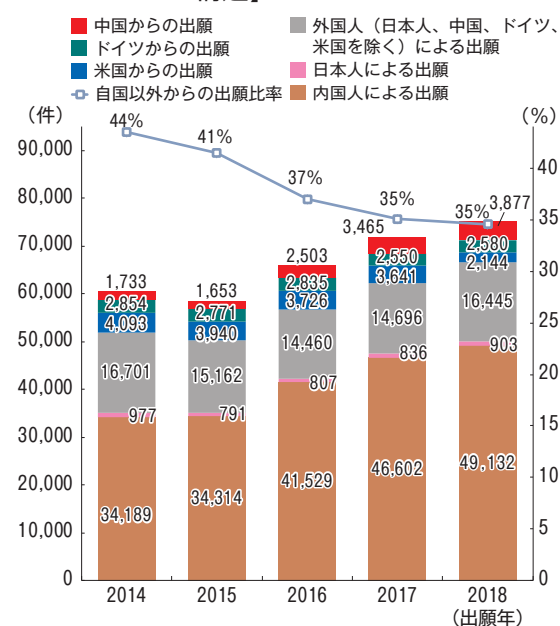
2018年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、米国又は中国が出願件数トップの地位を占めている[1-1-100図、1-1-101図、1-1-102図、1-1-103図]。

1-1-102 図【インドにおける商標登録出願構造】



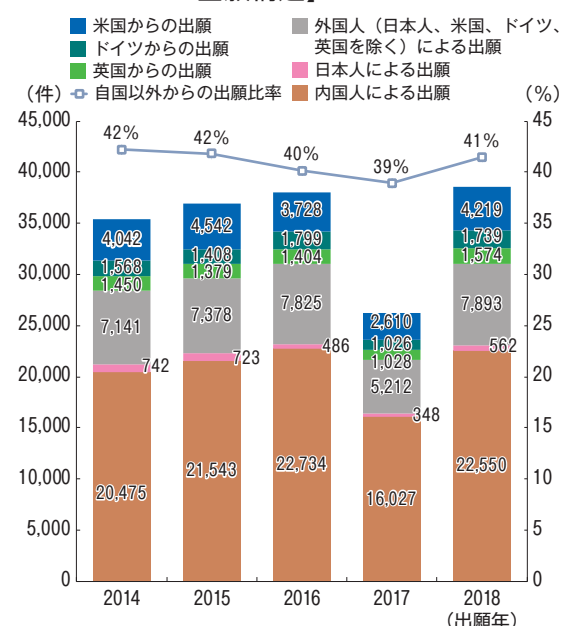
(備考) 米国、中国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-101 図【ロシアにおける商標登録出願構造】



(備考) 中国、ドイツ、米国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-103 図【南アフリカにおける商標登録出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、英国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

5. 審判

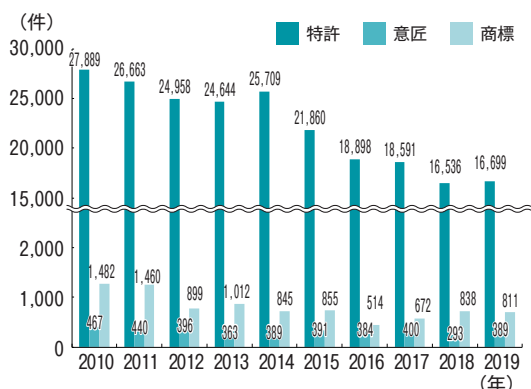
(1) 審判の現状

① 審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判¹請求件数の推移

2019年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が16,699件、意匠が389件、商標が811件であった。また、特許の前置審査²の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数(前置登録件数)の全体に占める割合は、2010年以降、6割前後で推移している。

1-1-104 図【拒絶査定不服審判請求件数の推移 (2010-2019)】



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1)

b. 無効審判³請求件数の推移

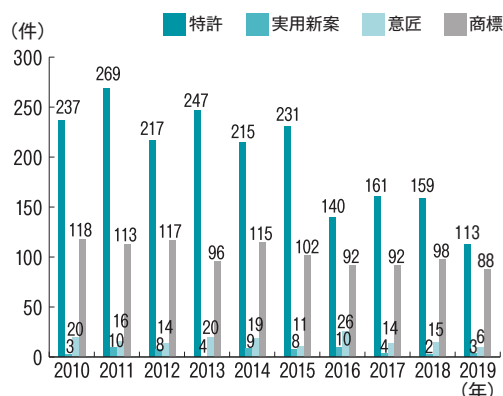
2019年における無効審判の請求件数は、特許が113件、実用新案が3件、意匠が6件、商標が88件であった。

c. 訂正審判⁴請求件数の推移

2019年における特許の訂正審判の請求件数は、129件であった。

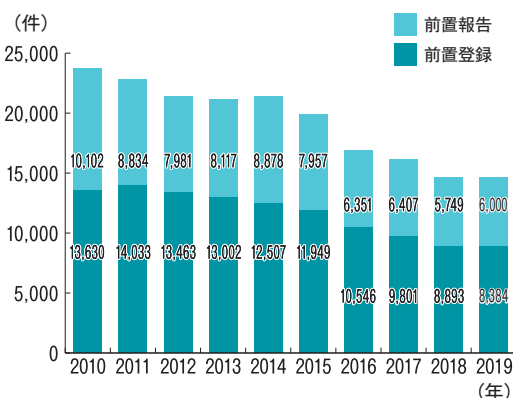
旧実用新案⁵については、近年ほとんど請求がない。

1-1-106 図【無効審判請求件数の推移 (2010-2019)】



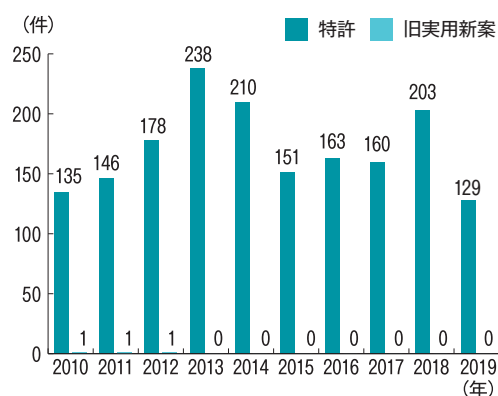
(資料) 統計・資料編 第1章 7. (3)

1-1-105 図【前置審査結果の推移 (特許) (2010-2019)】



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1)

1-1-107 図【訂正審判請求件数の推移 (2010-2019)】



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (4)

1 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てるための審判。

2 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第162条の規定により、審査官が行う審査。

3 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めるための審判。

4 特許権者が権利の取得後に特許請求の範囲等を自ら訂正するための審判。

5 平成5年改正実用新案法の施行日前（1993年以前）に出願された実用新案。

d. 異議申立¹件数の推移(権利単位)

2019年における異議申立件数は、特許が1,073件、商標が384件であった。

e. 取消審判²請求件数の推移(商標)

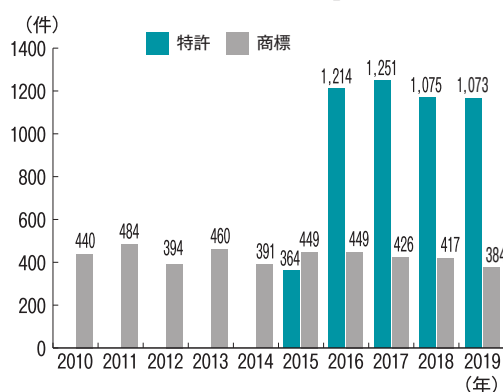
2019年における商標取消審判請求件数は996件であった。

②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2019年の平均審理期間は、特許・実用新案では12.5か月、意匠では6.7か月、商標では9.7か月であった。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果につい

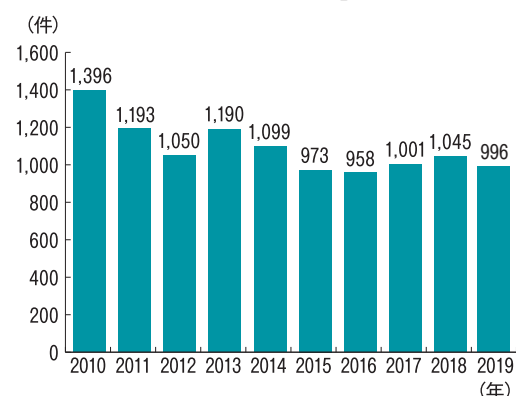
て、請求成立とした審決の割合(請求成立率)は、2008年以降上昇傾向にあり、2018年では68%であった。無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2019年の平均審理期間は12.2か月であり、意匠では11.9か月、商標では13.1か月であった。特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2019年の平均審理期間は3.0か月であった。異議申立ての、2019年における平均審理期間は、特許では7.4か月、商標では8.9か月であり、商標の取消審判では6.4か月であった。

1-1-108 図【異議申立件数の推移(権利単位)(2010-2019)】



(備考) 特許の異議申立制度は、2015年4月1日開始。
(資料) 統計・資料編 第1章7. (7)

1-1-109 図【取消審判請求件数の推移(商標)(2010-2019)】



(資料) 統計・資料編 第1章7. (5)

1-1-110 図【2019年 審理の状況】

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}
特許・実用新案	8,024	12.5 か月	166	12.2 か月	164	3.0 か月	1,040	7.4 か月	—	—
意匠	268	6.7 か月	13	11.9 か月	—	—	—	—	—	—
商標	839	9.7 か月	73	13.1 か月	—	—	415	8.9 か月	934	6.4 か月

(備考)

*1 請求成立(含一部成立)、請求不成立(含却下)、及び取下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。

*2 審判請求日(※1)から、審決の発送日(※2)、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。

(※1) 異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日(部門移管日)。

(※2) 特許異議申立てにおいて取消理由通通知(決定の予告)を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。

(資料) 特許庁作成

1 特許及び商標掲載公報発行後の一定期間に限り、その取消しを求めることができる制度。

2 商標権者が継続して3年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取消するための審判。

1-1-111 図【2019年 審理結果^{*1}の概要】

	査定系審判 ^{*2}		当事者系審判 ^{*3}		異議申立て	
	請求成立	請求不成立 ^{*4}	請求成立	請求不成立 ^{*4}	取消決定 ^{*5}	維持決定 ^{*4}
特許・実用新案	4,995	2,332	162	111	140	896
意匠	186	89	1	9	—	—
商標	538	285	788	91	47	326

* 1：審決・決定に至ったもののみ。

* 2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

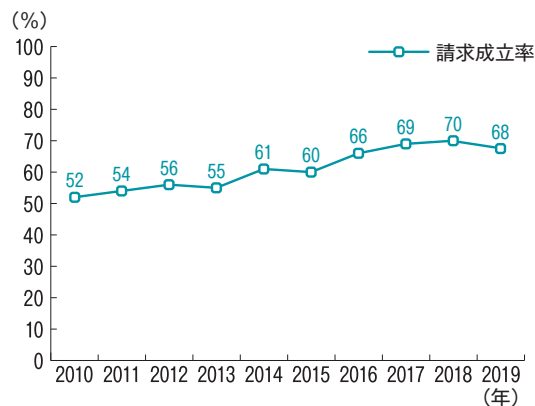
* 3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

* 4：却下を含む。

* 5：一部取消しを含む。

(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1) (2) (3) (4) (5) (7)、特許庁作成

1-1-112 図【拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）】



(備考) 請求成立率 = 請求成立件数 / (請求成立件数 + 請求不成立 (含却下) 件数)

(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1)

(2) 審決取消訴訟の動向

① 出訴件数動向

2019年の審決取消訴訟¹の出訴件数について見ると、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び意匠が減少し、商標が増加した。当事者系審判では、前年に比べ意匠及び商標が減少した。

② 判決件数動向

2019年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標が減少した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案、意匠及び商標が減少した。また、審決取消となった件数について、査定系審判では、特許・実用新案、意匠及び商標がいずれも前年並だった。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標で増加した。

1-1-113 図【2019年 出訴件数^{*1}】

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判 ^{*2}	30 (37)	1 (5)	19 (7)
当事者系審判 ^{*3}	83 (81)	0 (4)	32 (40)
異議申立て	8 (5)	—	1 (4)

(備考) * 1：図中括弧内は 2018年。

* 2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

* 3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章 17. (1)

1-1-114 図【2019年 判決件数^{*1}】

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判 ^{*2}	23 (29)	5 (6)	4 (4)	0 (0)	4 (12)	1 (0)
当事者系審判 ^{*3}	47 (72)	19 (14)	2 (5)	0 (0)	18 (26)	10 (4)
異議申立て	1 (3)	3 (8)	—	—	0 (3)	0 (0)

(備考) * 1：図中括弧内は 2018年。

* 2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

* 3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章 17. (2)

1 特許庁の審決に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。